第十八章 知的財産

第A節 一般規定

第十八・一条 定義

1 この章の規定の適用上、

「ベルヌ条約」とは、千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された文学的及び美術的著作物の 保護

に関するベルヌ条約をいう。

「ブダペスト条約」とは、 千九百八十年九月二十六日に修正された特許手続上の微生物の寄託

 \mathcal{O}

国際的

承認に関する千九百七十七年のブダペスト条約をいう。

貿易関連知的所有権協定及び公衆の健康に関する宣言」とは、二千一年十一月十四日に採択された知

的所有権の貿易関連の側面に関する協定及び公衆の健康に関する宣言 (文書番号WT/MIN(○一)/

DEC/二)をいう。

「地理的表示」とは、 一の物品について、その確立した品質、 社会的評価その他の特性が当該一の物品

の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該一の物品が締約国の領域又はその領域内の 地 域

若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。

「知的財産」とは、 貿易関連知的所有権協定第二部第一節から第七節までの規定の対象となる全ての種

類の知的財産をいう。

マドリッド議定書」とは、 標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日に

マドリッドで作成された議定書をいう。

「パリ条約」とは、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関す

るパリ条約をいう。

「実演」とは、別段の定めがある場合を除くほか、レコードに固定された実演をいう。

著作権及び関連する権利について、「許諾し、又は禁止する権利」とは、 排他的権利をいう。

「シンガポール条約」とは、二千六年三月二十七日にシンガポールで作成された商標法に関するシンガ

ポール条約をいう。

「千九百九十一年のUPOV条約」とは、 千九百九十一年三月十九日にジュネーブで改正された植物の

新品種の保護に関する国際条約をいう。

「WIPO著作権条約」とは、千九百九十六年十二月二十日にジュネーブで作成された著作権に関する

世界知的所有権機関条約をいう。

「WIPO」とは、 世界知的所有権機関をいう。

「著作物」には、

 $\overline{\mathrm{W}}$ IPO実演・レコード条約」とは、千九百九十六年十二月二十日にジュネーブで作成された実演及 映画の著作物、 写真の著作物及びコンピュータ・プログラムを含む。

び レコードに関する世界知的所有権機関条約をいう。

2 第十八・八条 (内国民待遇)、第十八・三十一条 (地理的表示の保護又は認定のための行政上の

)手続)

(a)及び第十八・六十二条 (関連する権利) 1の規定の適用上、

「国民」とは、 関連する権利について、 第十八・七条 (国際協定) に掲げる協定又は貿易関連知的所有

権協定に定める保護の適格性の基準を満たすこととなる締約国の者をいう。

第十八・二条 目的

知的財産権の保護及び行使は、 技術的知見の創作者及び使用者の相互の利益となるように、かつ、社会的

及び経済的福祉の向上をもたらす方法により、 技術革新を促進すること並びに技術を移転し、 及び普及する

ことに資するべきであり、 並びに権利と義務との間の均衡に資するべきである。

第十八・三条 原則

1 締 約国は、 自国 の法令の制定又は改正に当たり、 公衆の健康及び栄養を保護し、 並びに社会経済的及び

章の規定に適合する限りにおいて、とることができる。

技術的発展に極めて重要な分野における公共の利益を促進するために必要な措置を、

これらの措置がこの

2 締 約国は、 権利者による知的財産権の濫用の防止又は貿易を不当に制限し、若しくは技術の国際的移転

に悪影響を及ぼす慣行の利用の防止のために必要とされる適当な措置を、これらの措置がこの章の規定に

適合する限りにおいて、とることができる。

第十八・四条 この章の規定に関する了解

締約国は、 国内制度における公共政策の目的を考慮した上で、透明性及び適正な手続の原則を尊重し、並

びに関連する利害関係者 (権利者、 サービス提供者、 利用者及び公衆を含む。)の利益を考慮に入れつつ、

自国 \mathcal{O} 知的 財産に関する制度を通じて次のことを行う必要性を認める。

(a) イノベーション及び創造性を促進すること。

- (b) 情報、知識、技術、文化及び芸術の普及を円滑にすること。
- (c) 競争を促進し、及び開放された、かつ、 効率的な市場を育成すること。

第十八・五条 義務の性質及び範囲

定を実施するための適当な方法を決定することができる。 ができるが、 おいて要求される保護又は行使よりも広範な知的財産権の保護又は行使を自国の法令において規定すること 各締約国は、この章の規定を実施する。 そのような義務を負わない。 締約国は、 各締約国は、 この章の規定に反しないことを条件として、この章に 自国 の法制及び法律上の慣行の範囲内でこの章の規

第十八・六条 公衆の健康についての特定の措置に関する了解

- 1 は、 締 この章の規定について次の了解に到達した。 約国は、 貿易関連 知的 所有権協定及び公衆の健康に関する宣言に係る約束を確認する。 特に、 締約国
- (a) く つ、各締約国が有する公衆の健康を保護する権利、 この章に規定する義務は、 また、 妨げるべきではない。 締約国が公衆の健康を保護するための措置をとることを妨げるものではな したがって、 締約国は、この章の規定に係る約束を繰り返し表明しつ 特に全ての者の医薬品へのアクセスを促進する権利

の緊急す 釈し、及び実施すべきであることを確認する。 び後天性免疫不全症候群、 を支持するような方法でこの章の規定を解釈し、 事態に該当するかを決定する権利を有する。 結核、 マラリアその他伝染病に関するものを含む。) 各締約国は、 及び実施することができ、また、そのような方法で解 公衆の健 , v 康に関する危機 かなる事態が国家緊急事態その他 (ヒト免疫不全ウイ は、 国家緊急事態その j レ ス及 極 度

(b) 他 八二)並びに知的所有権の貿易関連の側面に関する協定の改正に関する二千五年十二月六日のWT するWTOの一般理事会議長の声明 する二千三年八月三十日のWTOの一般理事会の決定 医薬品へのアクセスに係る約束に鑑み、 の(b)にお (文書番号JOB 般理事会の決定 知的 の極 度の緊急事態として認められ得ることが了解される。 所有権の貿易関連 いて 「貿易関連知的所有権と健康との関係に係る解決策」と総称する。)に従って供給された (〇五) /三一九及びその訂正 (文書番号WT/L/六四一)及び同決定に付随するWTOの一般理事会議 $\overline{\mathcal{O}}$ 側 面に関する協定及び公衆の健康に関するドーハ宣言の6の規定の実施に (文書番号JOB(○三)/一七七及び文書番号WT/GC/M) この章の規定は、 1並びに文書番号WT/GC/M/一〇〇) (文書番号WT/L/五四○)及び同決定に付随 貿易関連知的所有権と健康との関係に係る解 長の (以下こ O O 声 明 . 関

決策の効果的な利用を妨げるものではなく、また、妨げるべきではない。

(c) 置 \mathcal{O} の適用がこの章に規定する義務に反するときは、 改正が締約国間で効力を生ずる場合において、 (a)及び(b)に規定する事項に関し、 貿易関連知的所有権協定の規定の免除又は貿易関連知的所有権協定 一の締約国による当該免除又は当該改正に適合する措 締約国は、 当該免除又は当該改正を考慮して、 必要

2 を改正する議定書の受諾をWTOに通報していない場合には、 各締約国は、 二千五年十二月六日にジュネーブで作成された知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 その通報を行う。

に応じてこの章の規定を適応させるために直ちに協議する。

第十八・七条 国際協定

- 1 各締約国は、次に掲げる協定を締結したことを確認する。
- (a) 千九百七十九年九月二十八日に修正された特許協力条約
- (b) パリ条約
- (c) ベルヌ条約
- 2 各締約国は、 次に掲げる協定の締約国となっていない場合には、この協定が当該締約国について効力を

生ずる日までに、これらの協定を締結する。

- (a) マドリッド議定書
- (b) ブダペスト条約
- (c) シンガポール条約(注)

注 締約国は、 マドリッド議定書又はシンガポール条約のいずれかを締結することにより、回及びこの心に規定する義務を満た

すことができる。

(d) 千九百九十一年のUPOV条約(注)

注 附属書十八-A(第十八・七条(国際協定) 2の附属書) は、この他の規定について適用する。

- (e) WIPO著作権条約
- WIPO実演・レコード条約

(f)

第十八・八条 内国民待遇

- 1 各締約国は、 この章の規定が適用される全ての種類の知的財産 (注1) について、 知的財産権の保護 (注
- 2 に関し、 自国の国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他の締約国の国民に与える。

注 1 この協定のいかなる規定も、 第日節 (著作権及び関連する権利) の規定が適用されない著作権及び関連する権利について、

締約国が 他の認められた方法で内国民待遇の義務を免れることを制限するものではない。

知的財産権の取得可能性、

取得、

範囲、

維持及び行使に影響する事項並びに特にこ

注 2

この1の規定の適用上、

「保護」には、

0 章の規定が適用される知的財産権の使用に影響する事項を含める。 さらに、この1の規定の適用上、 「保護」 には、

八・六十八条 (技術的保護手段) に規定する効果的な技術的手段 0 回避の禁止及び第十八・六十九条 (権利管理情報) に規定

する権利管理情報に関する規定を含める。 著作物、 実演及びレコードに関し、 「特にこの章の規定が適用される知的 財 産

権の

使用に影響する事項」 には、 この章に規定する著作権及び関連する権利に基づく使用に関するあらゆる形態の支払金 (利用許

(的所有権の使用に関する事項) についての締約国の解釈に影響を及ぼすものではない。

諾

の手数料で

使用料、

衡平な報酬

補償金等)

を含む。

第三文の規定は、

貿易関連知的所有権協定第三条1の注に規定する

2 締約国は、 アナログ式の伝達及び自由に視聴することができる無線による放送によるレ コードの二次使

用については、 他 の締 約国 の実演家及びレ コード製作者の権利を当該他の締約国の管轄内で自国の者に与

えられる権利に制限することができる。

3 締 約国は、 自国 の司法上及び行政上の手続について1の規定の適用を制限すること(他の締約国 の国民

に対し、 自国 の領域における送達の住所の選定又は代理人の選任を要求することを含む。)ができる。 た

(a) この章 の規定に反していない法令の遵守を確保するために必要であること。

の制限が次の自及び心の要件を満たす場合に限る。

だし、その適

用

- (b) 貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないこと。
- 4 1 の規定は、 知的財 産権 の取得又は維持に関してWIPOの主催の下で締結された多数国間協定に定め

る手続については、適用しない。

第十八・九条 透明性

1 各締約国は、 第二十六・二条 (公表) 及び第十八・七十三条 (知的財産権に関する権利行使の実務) 1

に定めるもののほか、 知的財産権の保護及び行使に関する一般に適用される自国の法令、手続及び行政上

の決定をインターネット上で利用可能なものとするよう努める。

2 願 又は申請について公表する情報をインターネット上で入手可能なものとするよう努める(注1、 各締約国は、 自国の法令に従い、 商標、 地理的表示、 意匠、 特許及び植物の品種に関する権利に係る出 注2)。

注 1 この2及び3の規定は、 第十八・二十四条(電子的な商標のシステム)の規定に基づく締約国の義務に影響を及ぼすもので

注 2 この2の規定は、 締約国に対し、 関連する出願又は申請に関する一件書類全体をインターネット上で入手可能なものとする

ことを要求するものではない。

3 各締約国は、 自国 の法令に従い、 登録され、 又は付与された商標、 地理的表示、 意匠、 特許及び 植物の

品種 に関する権利について公衆が知ることができるようにする上で十分となるよう、 それらの登録され

又は付与された権利 について公表する情報をインターネット上で入手可能なものとする (注)

注 この3の規定は、 締約国に対し、 登録され、又は付与された関連する知的財産権に関する一件書類全体をインターネット上で

入手可能なものとすることを要求するものではない。

第十八・十条 既存の対象事項及び過去の行為についてのこの章の規定の適用

この章の規定は、この章に別段の定め(第十八・六十四条(ベルヌ条約第十八条の規定及び貿易関連知

1

的所有権協定第十四条6の規定の適用)を含む。) がある場合を除くほか、 この協定が締約国について効

力を生ずる日に存在する全ての対象事項であって、 保護が要求される締約国 の領域にお いて同日に保護さ

れており、 又はこの章の規定に基づく保護の基準を満たし、若しくは後に満たすようになるものについて

義務を生じさせる。

2 定の適用)に別段の定めがある場合を除くほか、この協定が自国について効力を生ずる日に自国 おいて公共の領域 締約国は、 第十八・六十四条(ベルヌ条約第十八条の規定及び貿易関連知的所有権協定第十 (パブリック・ドメイン) にある対象事項については、 保護を回復することを要求され 应 · 条 6 $\overline{\mathcal{O}}$ 領域に の規

3 この章の規定は、 この協定が締約国について効力を生ずる日の前に行われた行為について義務を生じさ

せるものではない。

ない。

第十八・十一条 知的財産権の消尽

この協定のいかなる規定も、 締約国が自国の法制の下で知的財産権の消尽を認めるかどうか又はいかなる

条件の下で認めるかについて決定することを妨げるものではない 注。

注 この条の規定は、 締約国が締結している国際協定において知的財産権の消尽について定める規定の適用を妨げるものではない。

第B節 協力

第十八・十二条 協力のための連絡部局

に基づく協力のために一又は二以上の連絡部局を指定し、 各締約国は、 第二十一・三条 (協力及び能力開発のための連絡部局) 第二十七・五条 に定めるもののほか、 (連絡部局) 2の規定に従って通 この節の規定

報することができる。

第十八・十三条 協力活動及び協力に係る自発的活動

締約国は、 各締約国の 知的財産官庁その他の 各締約国が決定する機関 の間で適当な調整、 訓 |練及び 情報の

交換を行うこと等を通じ、 この章 の規定の対象である事項について協力するよう努める。 協力は、 例えば、

次に掲げる分野を対象とすることができる。

- (a) 国内の及び国際的な知的財産に関する政策の策定
- (b) 知的財産の管理及び登録の制度
- (c) 知的財産に関する教育及び啓発
- (d) 次の事項に関連する知的財産に係る問題
- (i) 中小企業
- (ii) 科学、技術及びイノベーションに係る活動

- 一 技術の創造、移転及び普及
- (e) 研究、 イノベーション及び経済成長 のため 0 知的財産 の使用に係る政

策

(f) 知的財 産に関する多数国間協定、 例えば、 W I P O の主催の下で締結され、 又は運用されるもの の実

施

(g) 開発途上国のための技術支援

第十八・十四条 特許に関する協力及び作業の共有

1 締約国は、 特許制度の全ての利用者及び公衆全体の利益のため、 特許の登録に係る自国の制度の質及び

効率性を向上させること並びに自国の特許官庁の手続及び手順を簡素化し、 及び合理化することの重要性

を認める。

2 締約国は、 1の規定を踏まえ、それぞれの特許官庁の間で他の締約国の調査及び審査の作業の共有及び

利用を円滑にするために協力するよう努める。この協力には、 次のことを含めることができる。

(a) 調査及び審査の結果を他の締約国の特許官庁が利用することができるようにすること(注)。

注 締約国 は、 調査及び審査の手順の質の向上並びに出願人及び特許官庁の双方にとっての費用の削減のために、 調査及び審査

の結果の共有及び利用を促進するための多数国間の努力が重要であることを認める

- (b) 特許の審査に関係する品質保証に係る制度及び品質基準についての情報を交換すること。
- 3 の差異を減少させることに協力するよう努める。 締 約国 は、 特許の付与の取得の複雑さ及び費用を減少させるため、 それぞれの特許官庁の手続及び手順
- 4 締 約国は、 二千年六月一日にジュネーブで作成された特許法条約を締結すること又は同条約の目的 に適

合する手続上 の基準を採用し、 若しくは維持することに十分な考慮を払うことの重要性を認める。

第十八・十五条 公共の領域 (パブリック・ドメイン)

- 1 締約国は、 豊富かつ利用可能な公共の領域 (パブリック・ドメイン) の重要性を認める。
- 2 締約国は、 また、公共の領域 (パブリック・ドメイン)にある対象事項の特定を支援する情報資料 (公

に利用可能な登録された知的財産権のデータベース等)の重要性を認識する。

第十八・十六条 伝統的な知識の分野における協力

1 締 約国は、 知的財産 の制度と遺伝資源に関連する伝統的な知識との相互の関連性について、 当該伝統的

な知識が当該制度に関連している場合には、当該関連性を認める。

2 伝統的 締 約国は、 な知識に関する問題及び遺伝資源に関する問題についての理解を向上させるために協力するよう努 知的財産について責任を負う自国の機関又は他の関連する組織を通じ、 遺伝資源に関連する

める。

3 締約国は、 質の高い特許の審査を遂行するよう努める。 この質の高い特許の審査には、 次のことを含め

ることができる。

- (a) 情報を考慮に入れることができること。 先行技術を決定するに当たり、遺伝資源に関連する伝統的な知識に関する公に入手可能な記録された
- (b) 識に関する先行技術の開示を含む。)を第三者が書面により権限のある審査当局に対し引用するための 機会を与えること。 特許を付与することができるかどうかに関係し得る先行技術の開示 (遺伝資源に関連する伝統的な知
- (c) 適当な場合には、 遺伝資源に関連する伝統的な知識を含むデータベース又はデジタルライブラリーを

利用すること。

(d) 遺伝資源に関連する伝統的な知識に関する特許の出願の審査について特許の審査の担当者を訓練する

に当たり協力すること。

第十八・十七条 要請に基づく協力

この章の規定に基づいて行われる協力活動及び協力に係る自発的活動は、 利用可能な資源の範囲内で、 要

及び関係締約国間で相互に合意される条件に従って行われる。

第C節 商標 請に基づき、

第十八・十八条 商標として登録することができる標識の種類

V ずれの締約国も、 標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求してはなら

ず、 また、 商標を構成する標識が音であることのみを理由として商標の登録を拒絶してはならない。

に、 各締約国は、 匂いによる標章を登録するよう最善の努力を払う。 締約国は、 商標の簡潔かつ正確な記述

第十八・十九条 団体標章及び証明標章 若しくは図式による表示又は場合に応じてその双方を要求することができる。

を条件として、 各締約国は、 商標に団体標章及び証明標章を含めることを定める。 自国の法令において証明標章を別の区分として取り扱う義務を負わない。 締約国は、 証明標章が保護されること 各締約国は、 ま

二四八五

た、 地理的表示として用いられ得る標識を自国の商標制度に基づく保護の対象とすることができることを定

める (注)。

注 第十八・一条 (定義) に定める地理的表示の定義に従い、 標識又はその組合せは、 地理的表示の保護のための一若しくは二以上

の法的手段又は当該法的手段の組合せにより保護することができるものとする。

第十八・二十条 同一又は類似の標識の使用

含む。)を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、 品又はサービスに関連する物品又はサービスについて同一又は類似の標識 を使用する場合は、 用を防止する排他的権利を有することを定める (注1、注2)。 各締約国は、登録された商標の権利者の承諾を得ていない第三者が当該権利者の登録された商標に係る物 混同を生じさせるおそれがある場合であると推定される。 同一の物品又はサービスについて同一の標識 (後に地理的表示となったものを 当該権利者がその使

注 1 示を商業上使用することの結果として当該物品の出所について混同を生じさせるおそれがある場合に適用する。 この条に規定する排他的権利は、 商標が登録されている物品に対する地理的 表示の許諾を得ない使用について、 当該地理的表

注 2 締約国は、この条の規定が、 貿易関連知的所有権協定第二十二条及び第二十三条の規定に基づく自国の権利及び義務に影響を

及ぼすものと解すべきでないことを了解する。

第十八・二十一条 例外

締約国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、 商標により与えられる権利に

記述上の用語の公正な使用等限定的な例外を定めることができる。

第十八・二十二条 広く認識されている商標

1 若しくは他の国若しくは地域の管轄内で当該商標が登録されていること、広く認識されている商標の 表に含まれていること又は広く認識されている商標としてあらかじめ認定されていることを要求してはな いずれの締約国も、 商標が広く認識されていることを決定するための条件として、 当該締約国にお いて 覧

2 パ リ条約第六条の二の規定は、広く認識されている商標(登録されているかどうかを問わない。) (注)

らない。

によって識別される物品又はサービスと同一でない及び類似していない物品又はサービスについて準用す

る。 でない及び類似していない物品又はサービスと当該商標の権利者との間の関連性を示唆し、かつ、当該権 ただし、 当該同一でない及び類似していない物品又はサービスに関する当該商標の使用が、 当該同

二四八七

利者 の利益が当該使用により害されるおそれがある場合に限る。

注 締約国は、 商標が自国において広く認識されているものであるかどうかを決定するに当たり、 当該商標の社会的評価につい て

関連する物品又はサービスを通常取り扱う公衆を超えて及んでいることを要求することを必要としない

3 各締約国は、 千九百九十九年九月二十日から二十九日までのWIP O 0 加盟国による各種総会の第三十

兀 回会合の際に開催された工業所有権の保護に関するパリ同盟の総会及びWIPO の一般総会において採

択された周知商標の保護規則に関する共同勧告の重要性を認める。

各締約国は、広く認識されている商標(注)と同一又は類似の商標の使用が先行して存在する当該広く

4

認識されている商標との混同を生じさせるおそれがある場合には、 同一又は類似の物品又はサービスにつ

1 て、広く認識されている商標と同一又は類似の商標の出願を拒絶し、 又は登録を取り消し、 及び 使用を

禁止するための適当な措置を定める。 締約国は、 当該商標が欺くおそれがある場合についても、 当該措置

を定めることができる。

注 締約国は、 広く認識されている商標とは、 当該広く認識されている商標と同一又は類似の商標が出願され、 登録され、 又は使

用される前に、 当該締約国が決定するところに従い既に広く認識されているものであることを了解する。

第十八・二十三条 審査、 異議申立て及び取消しについての手続上の側面

各締約国は、 商標の審査及び登録のための制度を定めるものとし、 当該制度には、 特に次のことを含める

ものとする。

(a) 出願人に対し、 商標の登録を拒絶する理由についての書面による通知(電子的手段による通知とする

ことができる。)を行うこと。

(b) 出願人が、権限のある当局からの通知に回答し、当初の拒絶に対して不服を申し立て、及び商標の登

録の最終的な拒絶について司法上の申立てを行うための機会を提供すること。

(c) 注 商標の登録に異議を申し立て、 この節の規定の適用上、 取消しは、 無効化又は抹消の手続により実施することができる。 又は商標の取消し (注) を求めるための機会を提供すること。

(d) 異議申立て及び取消しの手続における行政上の決定について理由が示され、 かつ、 書面によって行わ

れることを要件とすること。 書面による決定は、電子的手段により提供することができる。

第十八・二十四条 電子的な商標のシステム

各締約国は、次に掲げるシステムを提供する。

二四九〇

- (a) 商標を電子的に出願し、及び維持するためのシステム
- (b) 商標出 願及び登録され た商標に関する公に利用可能な電子的な情報システム(オンラインのデ

ベースを含む。)

第十八・二十五条 物品及びサービスの分類

各締: 約国は、 千九百五十七年六月十五日にニースで作成され、その後改正され、 及び修正された標章の登

録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定(以下この条において「ニース分類」という。)

に適合する商標の分類に関する制度を採用し、又は維持する。 各締約国は、次のことを定める。

(a) 登録及び出願の公告については、ニース分類によって定める類に従って類別された物品及びサービス

の名称を表示すること(注)。

注 ニース分類の翻訳を利用する締約国は、 公定訳文が発行され、 及び出版されている範囲内で、 ニース分類の最新のものに従

う。

(b) 物品 又はサー ビスについては、 登録又は公告においてニー ス分類の 同 の類に分類されているという

理由によっては互いに類似するものと認めることができないこと及び登録又は公告においてニース分類

の異なる類に分類されているという理由によっては互いに類似するものではないと認めることができな

いこと。

第十八・二十六条 商標の保護期間

各締約国は、 商標の最初の登録及び登録の更新の存続期間を少なくとも十年とすることを定める。

第十八・二十七条 使用権を記録しないこと

いずれの締約国も、 次のいずれかの場合には、使用権の記録を要求することができない。

(a) 当該使用権の記録が、 当該使用権が有効なものであることを確定することを目的とする場合

(b) 当該使用 権の記録を、 商標についての権利の取得、 維持又は行使に関する手続において使用権者によ

る商標の使用を名義人による使用とみなすための条件とする場合

第十八・二十八条 ドメイン名

1 イン」という。)のドメイン名を管理するための制度に関しては、各締約国の法令並びに適用がある場合 各締約国が自国の国別コード・トップレベル・ドメイン(以下この条において「国別トップレベルドメ

にはプライバシー及び個人情報の保護についての関連する管理者の政策に従い、次の手続及びアクセスを

利用可能なものとする。

- (a) ネ 該原則と同様の指針に従って定めるもの又は次の①から迎までの要件を満たすもの ット法人 紛争の解決のための適当な手続であって、ドメイン名及びIPアドレスの割当てに関するインター I C A N N が承認したドメイン名統一紛争処理方針に定める原則に基づいて若しくは当
- (i) 迅速に、 かつ、低い額の費用で紛争を解決することができるものであること。
- ii 公正かつ衡平なものであること。
- 過 過度の負担とならないこと。
- w 司法手続を利用することを妨げないこと。
- (b) ドメイン名の登録者に関する連絡先の情報についての信頼性のある、かつ、正確なデータベースへの

オンラインによる公衆のアクセス

2 同 国別トップレベルドメインのドメイン名を管理するための各締約国の制度に関し、少なくとも、 の又は混同を生じさせるほどに類似したドメイン名を登録し、 又は保有する者が、利益を得る不誠実 商標と

な意図を有する場合には、適当な救済措置(注)を利用可能なものとする。

注 締約国は、 この2に規定する救済措置には、 特に、 抹消、 取消し、 移転、 損害賠償又は差止めによる救済を含めることができ

るが、これらのものを含めることを要しないことを了解する。

第D節 国名

第十八・二十九条 国名

各締約国は、 利害関係者に対し、 物品 の原産地について消費者を誤認させるような態様で当該物品に関し

て締約国の国名を商業的に利用することを防止するための法的手段を提供する。

第E節 地理的表示

第十八・三十条 地理的表示の認定

締約国は、 地理的表示が、 商標、 特別の制度又はその他の法的手段によって保護されることができること

を認める。

第十八・三十一条 地理的表示の保護又は認定のための行政上の手続

締約国は、 地理的表示の保護又は認定のための行政上の手続を定める場合には、 商標又は特別の制度によ

るものであるかを問わず、 保護の申請又は認定の請求について、次のことを行う。

- (a) 他の締約国によるその国民のためのあっせんを要求することなく、 当該申請又は当該請求を受理する
- こと(注)。

注 この (a)の規定は、 地理的表示を保護し、 又は認定する司法上の手続についても適用する。

- (b) 過度の負担となる手続を課することなく、当該申請又は当該請求を処理すること。
- (c) 当該申請又は当該請求の提出について定める自国の法令が公衆にとって容易に利用可能なものである

こと及び当該法令において当該申請又は当該請求の提出のための手続を明確に定めることを確保するこ

کے

- (d) に いての指針を取得し、 一般公衆が申請又は請求のための手続についての指針及びこれらの申請又は請求の一般的な処理につ ついて確認するために十分な情報を入手可能なものとすること。 並びに申請者、 請求者又はこれらの者の代表者が特定の申請又は請求の処理状況
- (e) となっている地理的表示に対して異議を申し立てるための手続を定めること。 当該申請又は当該請求が異議申立てのために公表されることを確保すること及び申請又は請求の対象
- (f) 地理的表示に対して与えられた保護又は認定の取消し (注) について定めること。

注 この節の規定の適用上、 取消しは、無効化又は抹消の手続により実施することができる。

第十八・三十二条 異議申立て及び取消しの根拠(注)

注 締約国は、ぶどう酒及び蒸留酒のための地理的表示又は当該地理的表示の申請若しくは請求についてこの条の規定を適用するこ

とを要求されない。

1 締約国は、 前条 (地理的表示の保護又は認定のための行政上の手続) に定める手続に従い地理的 浸表示を

保護し、 又は認定する場合には、 少なくとも次のことを根拠として、利害関係者が 地理的 表示の保護又は

認定に異議を申し立てること及び当該保護又は認定が拒絶され、 又はその他の方法によって与えられない

ことを認める手続を定める。

(a) 当該地理的表示が、 当該締 約国 の領域において既に行われた善意かつ係属中の出願又は登録の対象と

なっている商標との混同を生じさせるおそれがあること。

(b) 当該地理的表示が、既存の商標であってその権利が当該締約国の法令に従って取得されたものとの混

同を生じさせるおそれがあること。

(c) 当該地理的表示が、関連する物品の一般名称として日常の言語の中で当該締約国の領域において通例

として用いられている用語(注)であること。

注 締約国は、 一の締約国が前条 (地理的表示の保護又は認定のための行政上の手続) 及びこの条における手続をぶどう酒及び

蒸留酒の ため 0 地理的表示又は地理的表示の申請若しくは請求について適用することを定める場合には、 当該 一の締約国

ぶどうの生産物についての他の締約国の地理的表示であって、 該当する表示が当該一の締約国の領域において存在するぶどう

の品種の通例として用いられている名称と同一であるものについて、 保護し、又は認定することを要求されないことを了解す

る。

2

締約国は、 前条 (地理的表示の保護又は認定のための行政上の手続)に定める手続に従い地理的表示を

保護し、又は認定した場合には、少なくとも1に掲げる根拠により、利害関係者が地理的表示の取消しを

求めること及びその保護又は認定が取り消されることを認める手続を定める。 締約国は、 1に掲げる根拠

が当該締約国の領域において地理的 表示の保護又は認定の要請の提出の時点で適用されることを定めるこ

とができる(注)。

注 1に掲げる根拠が、 前条 (地理的表示の保護又は認定のための行政上の手続) の規定に基づく地理的表示の保護又は認定の要

請の提出の時点で締約国の法令において存在しなかった場合には、 当該締約国は、 当該地理的表示に関連して、この2又は4の

規定の適用上、当該根拠を適用することを要求されない。

3 きの条件を満たさなくなったことに基づき、 いずれの締約国も、 保護され、 又は認定された用語が自国において当初に保護又は認定を与えられたと 地理的表示の保護又は認定が取り消され、 又はその他の方法

によって消滅する可能性を排除してはならない。

4 にお 護又は認定を拒絶する権限を有することを定める 締 約国は、 自国の司法当局が、 登録されていない地理的表示を司法手続により保護するための特別の制度を有している場合 1に規定するいずれ (注)。 かの状況の存在が立証されたときは、 当該締約国は、 また、 1に規定する根拠に基づ 地理 的 表示の保

き利害関係者が手続を開始することを認める手続を定める。

注 は る種類の特別の制度を有している場合において、少なくとも、 締約国は、この4の規定に代わるものとして、第十八・三十六条(国際協定)6に定める該当する日の時点でこの4に規定す 地理的表示の保護又は認定を拒絶する権限を有することを定める。 自国の司法当局が10に規定する状況の存在が立証されたとき

5 示 締 の翻訳又は音訳について地理的表示の保護又は認定を与える場合には、 約国 は、 前条 (地理的 表示の保護又は認定のための行政上の手続) に定める手続に従って、 当該翻訳及び音訳について、 地 理的 表 1

及び2に定めるものと同等の手続及び同様の根拠を利用可能なものとする。

第十八・三十三条 日 常 の言語 の中で通例として用いられている用語であるかどうかを決定するた

めの指針

申立て及び取消しの根拠)に定める手続に関し、 の用語を自国 で自国 締約国の当局は、第十八・三十一条 の領域において通例として用いられている用語であるかどうかを決定するに当たり、 の領域においてどのように理解しているかを考慮する権限を有する。この消費者の理解に関連 (地理的表示の保護又は認定のための行政上の手続) の用語が関連する物品の 般名称として日常の言語 消費者が当該 及び前条 (異議 \mathcal{O} 中

(a) に、 当該一の用語が、 特定の 物品の種類に言及するために用いられているかどうか。 辞書、 新聞、 関連するウェブサイト等における適当な情報によって示されるよう

する要素には、

次の事項を含めることができる。

(b) 当該一の用語によって示される物品が、 当該締約国の領域においてどのように販売され、 及び取引に

お

いて使用されているか

(注)。

注 この (b)の規定の適用上、 締約国の当局は、 適当な場合には、 当該一の用語が、 締約国間で認められた関連する国際的な基準

において、 自国の領域に存在する物品の種類又は等級を示すために用いられているかどうかを考慮することができる。

第十八・三十四条 複数の要素から構成される用語

て及び取消しの根拠) 第十八・三十一条 (地理的表示の保護又は認定のための行政上の手続)及び第十八・三十二条 に定める手続に関 Ĺ 締約国 の領域において地理的表示として保護される複数 (異議申立 の要素

して用いられている用語である場合には、 当該締約国 において保護を受けない。 から構成される用語を構成する個々の要素は、

その関連する物品

 \mathcal{O}

般名称として日常の言語の中で通例と

第十八・三十五条 地理的表示の保護の日

締約国が第十八・三十一条 (地理的表示の保護又は認定のための行政上の手続) に定める手続により地理

当該締約国における提出の日

(注)

又

は登録の日のうち該当するいずれかの日以後に開始するものとする。

的表示に対して保護又は認定を与える場合には、当該保護又は認定は、

この条に規定する提出の日には、該当する場合には、パリ条約に基づく優先権に係る出願の日を含む。

第十八・三十六条 国際協定

注

1 締約国は、 他の締約国又は非締約国が関係する6に定める該当する日以降の国際協定に従って地理的表

定のための行政上の手続) び根拠と同等の手続及び根拠を適用するとともに、次のことを行う。 により保護されていないときは、少なくとも第十八・三十一条回及び第十八・三十二条1に定める手続及 示を保護し、 又は認定する場合において、 (注) 又は第十八・三十二条 (異議申立て及び取消しの根拠) 当該地理的表示が第十八・三十一条 (地理的表示の保護又は認 4に定め る手続

注 各締約国は、 (日常の言語の中で通例として用いられている用語であるかどうかを決定するための指針) 及び第十八・三十四条 この1の規定に従って地理的表示の保護又は認定を与えるかどうかについて決定する場合には、第十八・三十三

素から構成される用語)

の規定を適用する

(a) 及び利害関係者が保護又は認定の要請の検討状況を確認するために十分な情報を入手可能なものとする 一般公衆が当該地理的表示の保護又は認定のための手続についての指針を取得するために十分な情報

(b) に関する詳細をインターネットにおいて公衆が入手可能なものとすること ついて当該保護又は認定が検討されているかどうかを明示すること及び複数の要素から構成される用語 当該締約 国が、 他 の締約国又は 非締約国 の関係する国際協定による保護又は認定を検討している用語 (当該用語の 翻 訳又は音訳に

について当該複数の要素から構成される用語を構成する要素であって、 当該保護又は認定が検討されて

いるもの又は否定されているものを明示することを含む。)。

(c) 異議申立ての手続に関し、心に規定する用語の保護又は認定に対して利害関係者が異議を申し立てる

ために合理的な期間を与えること。 当該期間は、 利害関係者に対し、異議申立ての手続に参加する有意

義な機会を提供するものとする。

(d) 異議を申し立てる期間の開始以前に、 他の締約国に対し、 異議申立ての機会について通知すること。

締 約国は、 新たな地理的 表示の保護又は認定を許容している6に規定する国際協定について、次のこと

を行う(注1、注2)。

2

注 1 地理的表示が、 6に規定する国際協定において、 その当事国である締約国の領域内で既に特定されているが、いまだ保護又

は認定を受けていない場合には、 当該締約国は、 当該国際協定について、 1に定める義務を履行することによりこの2に定め

る義務を履行することができる。

注 2 締約国は、第十八・三十一条 (地理的表示の保護又は認定のための行政上の手続)及び第十八・三十二条(異議申立て及び

取消しの根拠)の規定を適用することにより、この条の規定を履行することができる。

- a 1bの規定を適用すること。
- (b) 認定について意見を述べる機会を利害関係者に提供すること。 1 (b) に規定する用語が保護され、 又は認定される前に、 合理的な期間、 新たな地理的表示の保護又は

他の締約国に対し、

意見を述べる機会について通知するこ

کے

(c)

意見を述べるための期間の開始以前に、

3

この条の規定の適用上、 締約国は、 地理的表示の保護又は認定が消滅する可能性を排除してはならな

ر *ا*

4 について、第十八・三十二条(異議申立て及び取消しの根拠)の規定又は当該規定と同等の義務を適用す この条の規定の適用上、 締約国は、ぶどう酒及び蒸留酒のための地理的表示又は当該地理的表示の申請

ることを要求されない。

5 のとし、 1の規定に従って与えられる保護又は認定は、 締約国が当該保護又は認定を当該国際協定の効力発生の後の日に与える場合には、 1に規定する国際協定の効力発生 の日以降に開始するも 当該効力発生

の後の日に開始する。

6

かなる締約国も、 他の締約国又は非締約国が関係する国際協定において明示的に特定されており、か

当該国際協定に従って保護され、又は認定される地理的表示に対し、この条の規定を適用することを

要求されない。 ただし、 当該国際協定が、次のいずれかに該当する場合に限る。

(a) 当該国際協定が、この協定の妥結又は原則的な合意の日に先立ち妥結され、 又は原則的に合意された

(注) ものである場合

注 この条の規定の適用上、 「原則的に合意された」協定とは、 他の政府、 政府機関又は国際機関の関係する合意であって、 当

該合意について政治的な了解に達しており、 その交渉の結果が公表されているものをいう。

(b) 当該国際協定が、 の締約国によるこの協定の締結の日に先立ち当該一の締約国により締結されたも

のである場合

(c) 当該国際協定が、 一の締約国についてこの協定が効力を生ずる日に先立ち、当該一の締約国について

効力を生じたものである場合

第F節 特許及び開示されていない試験データその他のデータ

第A款 一般的な特許

第十八・三十七条 特許を受けることができる対象事項

1 \mathcal{O} ある全ての技術分野の発明 各締約国は、 3及び4の規定に従うことを条件として、新規性、 (物であるか方法であるかを問わない。 進歩性及び産業上の利用可能)について特許を取得することがで (注)

きるようにする。

注 及び「有用性」と同一の意義を有するものとみなすことができる。 この節の規定の適用上、 締約国は、 「進歩性」及び「産業上の利用可能性」の用語を、それぞれ「自明のものではないこと」 各締約国は、 進歩性又は自明のものではないことに関する判

請求の範囲に記載されている発明が、当該技術分野の専門家又は当該技術分野における通常の技能を有する者に

とって先行技術からみて自明のものであったかどうかを検討する。

断に当たり、

2 既知 自体 1 各締約国は、 る発明に を請求 の物 の新たな用途又は既知の物を使用する新たな方法のうちいずれかとして請求の範囲に記載されて の範囲に記載してい ついて特許が与えられることを確認する。 3及び4の規定に従うことを条件として、 ない ものに限定することができる。 締約国は、 かつ、 1の規定に適合する方法で、少なくとも 当該新たな方法について、 当該物の用途

3 締 約国は、 公の秩序又は善良の風俗を守ること(人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護し、

件とする。 単に当該締約国の法令によって当該実施が禁止されていることを理由として行われるものでないことを条 の領域において防止する必要がある発明を特許の対象から除外することができる。ただし、その除外が 又は自然若しくは環境に対する重大な損害を回避することを含む。)を目的として、商業的な実施を自国 締約国は、また、次のものを特許の対象から除外することができる。

- (a) 人又は動物の治療のための診断方法、 治療方法及び外科的方法
- (b) 微生物以外の動物並 びに非生物学的な方法及び微生物学的な方法以外の動植物の生産のための本質的

に生物学的な方法

4 ついて特許が与えられることを確認する。 1 締 の規定に適合する方法で、 約国 は、 また、 微生物以外の植物を特許の対象から除外することができる。 かつ、 3の規定に従うことを条件として、少なくとも植物に由来する発明に もつとも、 各締約国は、

第十八・三十八条 猶予期間

に開示された情報について、その開示が次の(a)及び(b)の要件を満たす場合には(注1、注2)、 各締約国は、少なくとも、 発明が新規性又は進歩性のあるものであるかどうかの判断に際して用いる公衆 当該情報を考

慮に入れない。

注 1 いずれの締約国も、 特許官庁が公に利用可能なものとし、 又は公開した知的財産権の出願又は登録に含まれる情報を考慮に入

れないことを要求されない。 ただし、 誤って公表された場合又は当該情報を直接若しくは間接に発明者から入手した第三者が当

該発明者若しくはその承継人の同意なしに出願した場合を除く。

注 2

締約国は、この条の規定の適用を発明者若しくは共同発明者によって行われた開示又は発明者若しくは共同発明者から直接若

しくは間接に得られた情報の開示に限定することができる。締約国は、この条の規定の適用上、 特許出願人から直接又は間接に

入手した情報について、当該特許出願人の承諾を得て公衆に開示された情報又は当該特許出願人に由来する公衆に開示された情

報とすることができることを定めることができる。

(a) 特許出願人又は特許出願人から直接若しくは間接に当該情報を入手した者により行われたものである

こと。

(b)

当該各締約国の領域における出願の日の前十二箇月以内に行われたものであること。

第十八・三十九条 特許の取消し

1 各締約国は、 特許を与えることを拒絶することを正当化する事由によってのみ、特許を取り消し、又は

取り消し、若しくは無効にする根拠又は特許権を行使することをできなくする根拠とすることができるこ 無効にすることができることを定める。 締約国は、また、詐欺、虚偽の表示又は不公正な行為を、

とを定めることができる。

2 法で行うことを条件として、特許を取り消すことができることを定めることができる。 締約国は、 1の規定にかかわらず、パリ条約第五条Aの規定及び貿易関連知的所有権協定に反しない方

第十八・四十条 例外

いことを条件とする。 ることができる。 締約国は、 第三者の正当な利益を考慮し、 ただし、 特許の通常の実施を不当に妨げず、 特許により与えられる排他的権利について限定的な例外を定め かつ、 特許権者の正当な利益を不当に害さな

第十八・四十一条 特許権者の許諾を得ていない他の使用

締約国は、この章の規定が、貿易関連知的所有権協定第三十一条の規定に基づく締約国の権利及び義務又

は締約国が受諾する同条の規定の免除若しくは改正を制限するものではないことを了解する。

第十八・四十二条 特許の出願

出 与えることを定める ことができる出願であって、 各締 願が別個に当該各締約国の関係当局に対し、又は当該関係当局宛てに提出された場合には、 約国は、 発明が二以上の発明者によって個別に行われ、 (注 1)。 最先の出願日又は該当するときは優先日を有するものに当該各締約 ただし、 当該出願が公表の前に取り下げられ、 かつ、 当該発明を請求の範囲に記載している 放棄され、 又は却下されたと 特許を受ける 国 が 特許を

注 1 項を有し、若しくはいずれかの時に有していた出願である場合又は当該請求項を有し、若しくは有していた出願に対する優先権 主張を伴い、若しくはいずれかの時に伴っていた出願である場合には、この条の規定を適用することを要求されない。 締約国は、 冒認出願の場合、 この協定が当該締約国について効力を生ずる日の前の有効な出願日を有する少なくとも一の請求

この限りでない(注2)。

注 2 場合には、特許を受けることができる後の出願に特許を与えることができる。 締約国は、 先の出願が取り下げられ、放棄され、若しくは却下された場合又は先の出願が後の出願に対する先行技術ではない

第十八・四十三条 補正、補充及び意見

各締 約国は、 特許出願人に対し、 その出願について補正し、 補充し、 及び意見を述べるための少なくとも

一の機会を提供する(注)。

注 締約国は、補正が出願日における発明の開示の範囲を超えないことを定めることができる。

第十八・四十四条 特許出願の公開

- 1 出願日又は優先権が主張される場合には最先の優先日から十八箇月を経過した後速やかに公開するよう努 各締約国は、 特許制度における透明性が有益であることを認め、公開されていない係属中の特許出願を
- 2 る特許を実行可能な限り速やかに公開する。 締約国は、 1の規定に従い係属中の出願が速やかに公開されない場合には、 当該出願又はこれに対応す

める。

3 を定める。 各締約国 は、 1に規定する期間が満了する前に出願人が早期の出願の公開を請求することができること

第十八・四十五条 公開された特許出願及び与えられた特許に関する情報

て、 れており、 各締約国は、 当該特許出願及び当該特許の処理に関する当該各締約国の要件に従い、少なくとも当該情報を公衆が利 かつ、この協定が当該各締約国について効力を生ずる日以後に得られたものである限りにおい 公開された特許出願及び与えられた特許に関し、 次の情報が、 権限のある当局により保有さ

用することができるようにする。

- (a) 調査及び審査の結果 (関連する先行技術に関する調査の詳細又は当該調査に関連する情報を含む。
- (b) 適当な場合には、 出願人からの秘密でない連絡
- (c)

出願人及び関係する第三者が提出 した特許文献又は非特許文献 の列記

第十八・四十六条

1 各締約国は、 不合理又は不必要な遅延を回避することを目的として、 効率的かつ適時に特許出願を処理

特許を与える当局の不合理な遅延についての特許

期間

日の調整

締約国は、 特許出願人の特許出願の審査を迅速に行うことを当該特許出願人が要請するための手続を定

めることができる。

するため最善の努力を払う。

2

3 締約国は、 自国における特許の付与において不合理な遅延がある場合には、 当該遅延について補償する

ために特許期間を調整するための手段を定め、 及び特許権者の要請があるときは当該遅延について補償す

るために特許 期間を調整する (注)。

注 附属書十八-D (ペルー)の規定は、この3の規定について適用する。

4 む。 査 はその出願の審査の請求が行われた後三年のうちいずれか遅い方の時を経過した特許の付与の遅延を含 この条の規定の適用上、不合理な遅延には、少なくとも、締約国の領域において出願した日から五年又 の間に生じたものではない期間、 締約国は、そのような遅延の決定において、特許を与える当局による特許出願の処理(注1)又は審 特許を与える当局が直接に責めに帰せられない(注2)期間及び特許

出願· 注 人の責めに帰せられる期間を除外することができる(注3)。 この4の規定の適用上、 締約国は、 処理とは当初の行政上の処理及び付与の時の行政上の処理をいうものと解することがで

きる。

注 2 締約国は、 「特許を与える当局が直接に責めに帰せられない」遅延を特許を与える当局の指示又は監督の外にある遅延とし

て扱うことができる

注 3 この条の規定は、第十八・十条(既存の対象事項及び過去の行為についてのこの章の規定の適用) の規定にかかわらず、こ

協定が締約国について効力を生ずる日又はこの協定の署名の二年後の日のうち当該締約国についていずれか遅い日の後に提

出された全ての特許出願に適用する。

第B款 農業用の化学品に関する措置

1 データその他のデータを提出した者に与えられた販売承認に基づき同一又は類似の ような情報を提出した者の承諾を得ないで、 効性に関する開示され 玉 締 の領域における当該新規 約国は、 第十八・四十七条 新規の農業用 ていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には 農業用の化学品についての開示されていない試験データその他のデータの保護 の農業用の化学品の販売承認の の化学品の販売承認 第三者が当該情報に基づき又は当該開示されてい (注1) を与える条件として、 日から少なくとも十年間 当該化学品の安全性 (注 4) (注₃)、 (注2)、 製品を販売す 以前にその 当該 ない 及び有 試験 締約

注 2 注 1 この章の規定の適用上、 各締約国は、 自国が、 次のいずれかに関する開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合についてこ 「販売承認」は、 締約国の法令においては、 「衛生上の承認」と同一の意義を有する。 ることを認めてはならない。

(a) 当該化学品の安全性のみ

条に定める義務が適用されることを確認する。

- (b) 当該化学品の有効性のみ
- (c) 当該化学品の安全性及び有効性の双方

注3 締約国は、この条の規定に基づく保護の期間を十年に限定することができる

注 4 この 節の規定の適用上、 農業用の化学品は、 類似の農業用の化学品の販売承認又は当該販売承認を求める申請者の要請が、

以前に承認された農業用の化学品の安全性及び有効性に関する開示されていない試験データその他のデータ又は以前に承認さ

れた農業用の化学品の先行する承認に基づくものである場合には、当該以前に承認された農業用の化学品と「類似の」ものと

する。

2 締 約国 は、 新規 の農業用の化学品 の販売承認を与える条件として、 他の国又は地域の領域における当該

化学品の先行する販売承認についての 証 拠の提出を認める場合には、 当該締? 約国 $\overline{\mathcal{O}}$ 領域における当該新規

の農業用の化学品 の販売承認 の日から少なくとも十年間、 当該先行する販売承認を裏付ける当該化学品の

安全性及び有効性に関する開示されていない試験データその他のデータを以前に提出した者の承諾を得な

いで、 第三者が当該開示されていない試験データその他のデータに基づき又は当該他の国若しくは地域の

領域における当該先行する販売承認の他の証拠に基づき同一又は類似の製品を販売することを認めてはな

らない。

3 ک の条の規定の適用上、 新規の農業用の化学品は、 締約国の領域において農業用の化学品に用いること

について、 以前に承認されていない化学物質を含む(注)ものとする。

注 締約国は、 この条の規定の適用上、 「含む」とは利用することを意味するものとして扱うことができる。 締約国は、 この条の

規定の適用上、 「利用する」について、 新規の化学物質が当該農業用の化学品の意図する効果の主たる要因となることを求める

ものとして扱うことができる。

第C款 医薬品に関する措置

第十八・四十八条 不合理な短縮についての特許期間の調整

1 各締約国は、不合理又は不必要な遅延を回避することを目的として、効率的かつ適時に医薬品の販売承

認の申請を処理するため最善の努力を払う。

2 各締約国は、 特許の対象となっている医薬品(注1)については、販売承認の手続の結果として生じた

有効な特許期間の不合理な短縮について特許権者に補償するため特許期間の調整 (注2) を利用可能なも

のとする(注3、注4)。

注 締約国は、 医薬品又は医薬品の物質に関し、この2に定める義務を履行することができる。

注 2 締約国は、 この2の規定を適用することに代えて、 販売承認の手続の結果として生じた有効な特許期間の不合理な短縮につ

いて補償するための追加の特別の保護の期間を利用可能なものとすることができる。当該特別の保護は、 3の規定に基づく条

件及び制限に従うことを条件として、 特許により与えられる権利を与えるものとする。

注 3 この条の規定は、第十八・十条(既存の対象事項及び過去の行為についてのこの章の規定の適用)の規定にかかわらず、こ

の条の規定が締約国について効力を生ずる日の後に当該締約国に提出される全ての販売承認の申請について適用する。

注4 附属書十八-D(ペルー)の規定は、この2の規定について適用する。

3 各締約国は、 この条に定める義務を履行するに当たり、 当該各締約国がこの条の規定を引き続き実施す

ることを条件として、条件及び制限を定めることができる。

4 締約国は、有効な特許期間の不合理な短縮を回避することを目的として、 販売承認の申請の処理を迅速

に行うための手続を採用し、又は維持することができる。

第十八・四十九条 規制上の審査に関する例外

各締約国は、第十八・四十条(例外)の規定の適用範囲に影響を及ぼすことなく、かつ、同条の規定に適

合するように、 医薬品についての規制上の審査に関する例外(注)を採用し、又は維持する。

注 締約国は、 第十八・四十条 (例外)の規定に適合するように、規制上の審査に関する例外を当該締約国若しくは他の国又はその

双方における規制上の審査に適用する旨を定めることを妨げられない。

第十八・五十条 開示されていない試験データその他のデータの保護 注

注 附属書十八-B(チリ)及び附属書十八-C(マレーシア)の規定は、この条の1及び2の規定について適用する。

1 (a) 締約国は、 新規の医薬品の販売承認を与える条件として、当該医薬品の安全性及び有効性に関する開

示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には(注1)、当該締約国 の領域にお

ける当該新規の医薬品の販売承認の日から少なくとも五年間 (注2)、以前にそのような情報を提出し

第三者が次のいずれかの情報に基づき同一又は類似の(注3)製品を販売する

ことを認めてはならない。

注 1

各締約国は、

自国が、

た者の承諾を得ないで、

次のいずれかに関する開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合について

この条及び次条(生物製剤)に定める義務が適用されることを確認する。

- (a) この条又は次条(生物製剤)に規定する医薬品の安全性のみ
- (b) この条又は次条(生物製剤)に規定する医薬品の有効性のみ
- この条又は次条(生物製剤)に規定する医薬品の安全性及び有効性の双方

注 2 締約国は、 この1の規定に基づく保護の期間を五年に、 次条(生物製剤) 1 (a)の規定に基づく保護の期間を八年に限定す

ることができる。

注 3 この節の規定の適用上、 医薬品は、 類似の医薬品の販売承認又は当該販売承認を求める申請者の要請が、 以前に承認され

た医薬品の安全性及び有効性に関する開示されていない試験データその他のデータ又は以前に承認された医薬品の先行する

承認に基づくものである場合には、 当該以前に承認された医薬品と「類似の」ものとする。

(i) 当該そのような情報

当該そのような情報を提出した者に与えられた販売承認

(b) 締約国が、 新規の医薬品 の販売承認を与える条件として、他 の国又は地域の領域における当該医薬品

の先行する販売承認についての証拠の提出を認める場合には、 当該締約国 の領域における当該新規 の医

薬品の販売承認の日から少なくとも五年間、 当該医薬品の安全性及び有効性に関する開示されてい ない

試験データその他のデータに係る情報を以前に提出した者の承諾を得ないで、第三者が当該他の国又は

地域の領域における先行する販売承認に関する証拠に基づき同一又は類似の製品を販売することを認め

てはならない(注)。

注 附属書十八一D(ペルー)の規定は、この6の規定について適用する。

2 各締約国は、次のいずれかのことを行う(注)。

注

(a) 以前に承認された医薬品の新規の効能、 新規の製剤又は新規の投与の方法を対象とする販売承認の裏

1の規定に基づき少なくとも八年の保護の期間を提供する締約国は、この2の規定を適用することを要求されない。

付けとして要求され、提出される新規の臨床上の情報について、 1の規定を少なくとも三年間準用する

ح کے

(b) 当該各締約国において以前に承認されていない化学物質を含む(注1)新規の医薬品について、 1 の

規定を少なくとも五年間準用すること(注2)。

注 1 締約国は、 この条の規定の適用上、 「含む」とは利用することを意味するものとして扱うことができる。

注 2 締約国は、 この (b)の規定の適用上、 以前に承認されていない化学物質に係る安全性及び有効性に関する開示されていない

試験データその他のデータのみを保護することを選択することができる。

締 約国は、 1及び2の規定並びに次条 (生物製剤) の規定にかかわらず、 次のいずれかのものに従い、

公衆の健康を保護するための措置をとることができる。

3

- (a) 貿易関連知的所有権協定及び公衆の健康に関する宣言
- (b) てWTOの加盟国により与えられる貿易関連知的所有権協定の規定の免除であって、 貿易関連知的所有権協定及び公衆の健康に関する宣言を実施するために世界貿易機関設立協定に従っ 締約国間で効力を
- (c) 正 であって、 貿易関連 知的所有権協定及び公衆の健康に関する宣言を実施するための貿易関連知的所有権協定の改 締約国について効力を有するもの

有するもの

第十八・五十一条 生物製剤 (注)

注 附属書十八-B (チリ)、 附属書十八一C(マレーシア) 及び附属書十八-D (ペルー) の規定は、 この条の規定について適用

する。

- 1 締 約国 は、 新規の生物製剤の保護に関し、 次のいずれかのことを行う。
- (a) 関 1 ない試験データその他のデータの保護)1及び3の規定を準用して実施することによる効果的な市場 締約国における生物製剤であり、 当該締約国における当該医薬品の最初の販売承認の日から少なくとも八年間、 又は生物製剤を含む新規の医薬品 (注 1、 注 2) の最初の販売承認に 前条 (開示されて

の保護について定めること。

注 1 締約国は、 次の事項についてこの1に定める保護を適用することを要求されない。

- (a) 当該医薬品の二回目以降の販売承認

(b) 以前に承認された生物製剤である医薬品又は当該生物製剤を含む医薬品

注 2

各締約国は、

験データその他のデータの保護)1個及び的に規定する手続に基づき生物製剤であり、又は生物製剤を含む医薬品の承認

申請者が、この協定が当該各締約国について効力を生ずる日から五年以内に、前条(開示されていない試

を要請することができることを定めることができる。ただし、同じ区分の製品である他の医薬品が当該手続に基づきこの

協定が当該各締約国について効力を生ずる日の前に当該各締約国により承認されていることを条件とする。

又は生物製剤を含む新規の医薬品の最初の販売承認に関し、

市場に

お ** \ て同等の効果をもたらすために次のことを行うことによる効果的な市場の保護について定めるこ

کے

(b)

締約国における生物製剤であり、

(i) 当該締約国における当該医薬品の最初の販売承認の日から少なくとも五年間、 前条 (開示されてい

ない試験データその他のデータの保護)1及び3の規定を準用して実施すること。

- (ii) 他の措置をとること。
- (iii) 市場の環境も効果的な市場の保護に寄与することを認めること。

2 この節の規定の適用上、各締約国は、少なくとも、バイオテクノロジーの工程を使用して生産されるた

んぱく質である製品又は当該たんぱく質を含む製品(病気又は異常の予防、

治療又は治癒のために人間に

使用されるもの)についてこの条の規定を適用する。

3 締約国は、 生物製剤であり、 又は生物製剤を含む新規の医薬品 の国際的な及び国内の規制 が形成段階に

あること並びに市場の環境が長期的にみて変遷し得ることを認識しつつ、 生物製剤であり、 又は 生 物 製剤

性を促進すること及び生物製剤であり、 又は生物製剤を含む新規の医薬品の追加 の区分の 承認に関する国

の開発のために効果的な奨励措置を提供すること、

後続的生物製剤の

適

時

の利

用

可能

を含む新規の医薬品

際的な発展に2に定める適用範囲が引き続き適合することを確保することを目的として、 1に定める排他

的な期間及び2に定める適用範囲を見直すため、この協定の効力発生の日から十年後に又は委員会による

決定に従って協議する。

第十八・五十二条 新規の医薬品の定義

第十八・五十条 (開示されていない試験データその他のデータの保護) 1の規定の適用上、 「新規の 医薬

品」とは、 締約国において以前に承認された化学物質を含まない 注 医薬品をいう。

注 締約国は、 この条の規定の適用上、 「含む」とは利用することを意味するものとして扱うことができる。

第十八・五十三条 特定の医薬品の販売に関する措置

1 であって、 外の者が、 締 約国は、 当該締約国によるもの又は他の国若しくは地域の領域におけるもの)に依拠することを認める 以前に承認された製品の安全性又は有効性に関する証拠又は情報 医薬品 の販売を承認する条件として、安全性及び有効性に関する情報を最初に提出した者以 (例えば、 先行する販売承認

(a) 記 載されている適用される特許の期間中に当該医薬品を販売しようとしていることについて、 当該最初に提出した者以外の者が当該承認された製品又はその承認された使用の方法が請求の範囲に 当該医 薬

場合には、次のものを定める。

品 が販売される前に、 特許権者 (注) に通知し、 又は特許権者が通知を受けられるようにする制

注 この条の規定の適用上、 締約国は、 「特許権者」に特許の実施許諾を得た者又は正当に販売承認を与えられた者を含むこと

を定めることができる。

(b) 特許権者が、侵害しているとされる製品の販売(注)前に、①に規定する利用可能な救済手段を求め

るための十分な期間及び機会

注 この心の規定の適用上、 締約国は、 「販売」を、締約国が運用し、かつ、附属書二十六-A(医薬品及び医療機器に関する

透明性及び手続の公正な実施) の付録に記載する国の保健医療制度に基づく償還のために医薬品が一覧に掲載された時に開始

するものとして扱うことができる。

(c) 承認された医薬品又はその承認された使用の方法が請求の範囲に記載されている適用される特許の有

効性又は侵害に関する紛争を適時に解決するための手続 (司法上又は行政上の手続等) 及び迅速な救済

措置(予備的差止命令又はこれと同等の効果的な暫定措置等)

2 締約国は、 1の規定の実施に代えて、 特許権者若しくは販売承認の申請者により販売承認を行う当局に

提出された特許に関連する情報に基づき又は販売承認を行う当局と特許官庁との間の直接の調整 元に基づ

当該特許権者の承諾又は黙認を得ない限り、 請求の範囲に記載されている特許の対象である医薬品を

販売しようとする第三者に販売承認を与えない司法上の手続以外の制度を採用し、又は維持する。

第十八・五十四条 保護の期間の変更

第十八 特許 る販売承認 データの保護) 条件として、 締 約 の保護が終了するときは、 玉 四十七条、 は、 の制度の対象となり、 製品が第十八・四十七条 第十八· 、第十八・五十条又は第十八・五十一条 第十八・五十条又は第十八・五十一条に規定する保護の 五十条 (開示されていない試験データその他のデータの保護) 第十八・四十七条、 かつ、 (農業用の化学品についての開示され 当該締約国 第十八・五十条又は第十八・五十一 0 領域に (生物製剤) おける特許の対象となっている場合におい の規定に基づい 期間 ていない の終了よりも早い日に当該 3 て締約 試 条の規定に基づいて 験デー 規定に従うことを 国 \mathcal{O} タその 領域 E におけ て、 他

第G節 意匠

定める保護

の期間を変更してはならない。

第十八・五十五条 保護

1 各締約国は、 意匠の十分かつ効果的な保護を確保するとともに、次に掲げるものの いずれかが意匠とし

ての保護の対象となることを確認する。

- (a) 物品の一部に具体化された意匠
- (b) 適当な場合には、 物品 の全体との関係において当該物品 の 一 部について特別に考慮された意匠

2 この条の規定は、貿易関連知的所有権協定第二十五条及び第二十六条の規定に従う。

第十八・五十六条 意匠の制度の改善

国境を越えて行われる意匠権の取得の手続を円滑にすること(千九百九十九年七月二日にジュネーブで作成 締約国は、自国の意匠登録の制度の質及び効率性を向上させること並びに自国の意匠に係る制度において

された意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定を締結することに十分な考慮を払うことを

含む。)の重要性を認める。

第日節 著作権及び関連する権利

第十八・五十七条 定義

次条 (複製権) 及び第十八・六十条 (譲渡権) から第十八条・七十条 (集中管理) までの規定の適用上、

次の定義は、実演家及びレコード製作者について適用する。

は、暗号解除の手段が放送機関により又はその同意を得て公衆に提供される場合には、「放送」である。 又はこれらを表すものの送信をいう。衛星によるこれらの送信も「放送」である。暗号化された信号の送信 「放送」とは、公衆によって受信されることを目的とする無線による音の送信若しくは影像及び音の送信

実演又はレコードの「公衆への伝達」とは、 実演の音又はレコードに固定された音若しくは音を表すもの

を放送以外の媒体により公衆に送信することをいう。

固定物」とは、 音又は音を表すものの収録物であって、 装置を用いることにより知覚し、 再生し、 又は

伝達することができるものをいう。

「実演家」とは、 俳優、 歌手、 演奏家、 舞踊家その他文学的若しくは美術的著作物又は民間伝承の表現を

上演し、歌唱し、口演し、 朗詠し、演奏し、演出し、又はその他の方法によって実演する者をいう。

「レコード」とは、実演の音その他の音又は音を表すものの固定物 (映画その他の視聴覚的著作物に組み

込まれて固定されたものを除く。)をいう。

レ コード製作者」とは、実演の音その他の音又は音を表すものの最初の固定について主導し、かつ、責

任を有する者をいう。

実演又はレコードの 「公表」とは、 権利者の同意を得て、 当該実演又はレコードの複製物を公衆に提供す

ることをいう。 ただし、 当該複製物が相当な数量で提供される場合に限る。

第十八・五十八条 複製権

びレコード製作者(注1)が、その著作物、実演及びレコードの全てを複製することを許諾し、 各締約国は、その方法及び形態(電子的形態であるものを含む。)のいかんを問わず、著作者、実演家及 又は禁止す

る排他的権利を有することを定める(注2)。

注 1 「著作者、 実演家及びレコード製作者」というときは、その承継者も含むものとする。

注 2 締約国は、 著作物、 実演及びレコード全般又は特定の種類の著作物、 実演及びレコードについて物質的な形態に固定された場

合を除くほか著作権又は関連する権利によって保護されない旨を定めることが、 各締約国の法令の定めるところによることを了

解する。

第十八・五十九条 公衆への伝達権

に第十四条の二①の規定の適用を妨げることなく、著作者に対し、その著作物について、有線又は無線の方 各締約国は、ベルヌ条約第十一条①⑪、第十一条の二①①及び⑪、第十一条の三①⑪、 第十四条(1)(i)並び

法による公衆への伝達(公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において著作物の使用が可能となるような

状態に当該著作物を置くことを含む。)を許諾し、又は禁止する排他的権利を与える(注)。

注 締約国は、伝達を可能とし、又は行うための単なる物理的施設の提供が、それ自体では、この章又はベルヌ条約に規定する伝達

とはならないことを了解する。 締約国は、この条のいかなる規定も、一の締約国がベルヌ条約第十一条の二2の規定を適用するこ

とを妨げるものではないことを更に了解する。

第十八・六十条 譲渡権

各締約国は、著作者、 実演家及びレコード製作者に対し、その著作物、 実演及びレコードの原作品及び複

製物 (注) について、 販売その他の譲渡による公衆への供与を許諾し、又は禁止する排他的権利を与える。

注 この条に規定する譲渡権の対象となる「複製物」及び「原作品及び複製物」とは、有形の物として流通することができる固定さ

れた複製物のみをいう。

第十八・六十一条 序列を設けないこと

各締 約国は、 レ コードに固定された著作物の著作者及び当該レコードに関する権利を有する実演家又は製

作者の双方から の許諾 が必要とされる場合について、 次のことを定める。

(a) 当該実演家又は製作者の許諾も求められることを理由として当該著作者による許諾の必要性が存在し

当該著作者の許諾も求められることを理由として当該実演家又は製作者による許諾の必要性が存在し

(b)

なくなるものではないこと。

なくなるものではないこと。

第十八・六十二条 関連する権利

1

製作者に対し並びに他の締約国の領域において最初に公表され、又は最初に固定された実演又はレコ ド

各締約国は、実演家及びレコード製作者に関し、他の締約国の国民(注1)である実演家及びレコード

(注2) に対し、この章に定める権利を与える (注3) 。実演又はレコードは、原作品の公表から三十日以

内に締約国の領域において公表された場合には、当該締約国の領域において最初に公表されたものとみな

される。

注 1 締約国は、 この条に規定する適格性の基準を決定するに当たり、実演家に関し、 「国民」をWIPO実演・レコード条約第

三条に規定する適格性の基準を満たすこととなる者として扱うことができる。

注 2 この条の規定の適用上、固定とは、マスターテープ又はこれに相当するものを完成することをいう。

注 3 締約国は、この1の規定において、 締約国の領域において最初に公表され、又は最初に固定された実演又はレコードに関

公表の基準若しくはこれに代わる固定の基準又はその両方を適用することができる。各締約国は、第十八・八条 (内国民

待遇)の規定に従い、 他の締約国の領域において最初に公表され、又は最初に固定された実演及びレコードに対し、自国の領

域において最初に公表され、 又は最初に固定された実演又はレコードに対して与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 各締約国は、 次のことを許諾し、又は禁止する排他的権利を実演家に与える。

(a) 固定されていない実演の放送及び公衆への伝達を行うこと(実演が既に放送されたものである場合を

除く。)。

(b) 固定されていない実演を固定すること。

3 (a) 各締約国は、実演家及びレコード製作者に対し、その実演又はレコードについて有線又は無線の方法

により放送し、又は公衆への伝達を行うこと (注1、注2) 並びに公衆のそれぞれが選択する場所及び時

期において使用が可能となるような状態に当該実演又はレコードを置くことを許諾し、又は禁止する排

他的権利を与える。

注 1 締約国は、 放送及び公衆への伝達について、 WIPO実演・レコード条約第十五条①及び④の規定の適用によって義務を

履行し、 並びに同条②の規定を適用することができる。ただし、第十八・八条(内国民待遇) の規定に基づく当該締約国の

義務に適合する方法によって行われることを条件とする。

注 2 この3の規定に基づく義務には、 レコードに固定された音又は音を表すものであって、 映画その他の視聴覚的な著作物に

組み込まれたものの有線又は無線の方法による放送又は公衆への伝達を含まない。

(b) 由に視聴することができる無線による放送に対するのに規定する権利の適用並びにこれらの活動に対す (a)及び第十八・六十五条 (制限及び例外) の規定にかかわらず、アナログ式の送信及び非双方向の自

る当該権利の例外又は制限は、 各締約国の法令に定めるところによる(注)。

注 締約国は、 この心の規定の適用上、 一の締約国が非双方向の自由に視聴することができる無線による放送の再送信について

当該再送信に従事する団体が当該当局の関連する規則、命令又は法令に従うこと並びに当該再送信にはインターネットを通じ

ただし、当該再送信が当該一の締約国の政府の通信当局により法的に認められること、

定めることができることを了解する。

及びアクセスされる再送信を含まないことを条件とする。この注の規定は、この心の規定を適用する一の締約国

の能力を制限するものではない。

第十八・六十三条 著作権及び関連する権利の保護期間

各締約国は、 著作物、 実演又はレコードの保護期間を計算する場合について、次のことを定める

注 締約国は、 この条の規定を実施するに当たり、第十八・六十五条 (制限及び例外) の規定及び自国の国際的な義務に従い、 保護

期間中の著作物、 実演又はレコードの適法な使用及び利用を確実にすることを促進することを妨げられない。

二五三二

(a) 自然人の生存期間に基づいて計算される場合には、保護期間は、 著作者の生存期間及び著作者の死の

後少なくとも七十年とすること(注)。

注 この回に規定する期間を超える部分に関してベルヌ条約第七条8の規定を適用することを妨げるものではないことを了解す には、この条又は第十八・八条 締約国は、 一の締約国が自国の国民に対し著作者の生存期間に七十年を加えた期間を超える著作権の保護期間を与える場合 (内国民待遇) の規定が、 当該一の締約国が他の締約国の著作物についての保護期間のうち

る。

- (b) 自然人の生存期間に基づいて計算されない場合には、保護期間は、次のいずれかの期間とすること。
- (i) 当該著作物、 実演又はレコードの権利者の許諾を得た最初の公表(注)の年の終わりから少なくと

も七十年

注 から行う旨を定める場合には、 この心の規定の適用上、 締約国の法令が期間の計算について権利者の許諾を得た最初の公表の時からではなく固定の時 当該締約国は、 引き続き固定の時から期間を計算することができる。

(ii) 当該著作物、 実演又はレコードの創作から二十五年以内に権利者の許諾を得た公表が行われない場

合には、 当該著作物、 実演又はレコードの創作の年の終わりから少なくとも七十年(注)

注 締約国は、ベルヌ条約第七条③又は第七条の二の規定に従い、匿名若しくは変名による著作物又は共同著作物について

0 保護期間を計算することができる。ただし、 当該締約国がこの条の規定に基づく保護期間に対応する年数の保護期間を

実施することを条件とする。

第十八・六十四条 ベルヌ条約第十八条の規定及び貿易関連知的所有権協定第十四条6の規定の適

用

各締約国は、 べ ルヌ条約第十八条の規定及び貿易関連知的所有権協定第十四条6の規定を、 著作物、 実演

及びレ コード並びにこの節の規定によって要求される対象となる事項に関する権利及び当該事項に与えられ

る保護について準用する。

第十八・六十五条 制限及び例外

1 各締約国は、 この節の規定について、 排他的権利の制限又は例外を著作物、 実演又はレコードの通常の

利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定する。

2 コ] この条の規定は、 ド条約が認める制限及び例外の適用可能性の範囲を減少させ、又は拡大するものではない。 貿易関連知的所有権協定、ベルヌ条約、 WIPO著作権条約及びWIPO実演・

第十八・六十六条 著作権及び関連する権利の制度における均衡

著作物を利用する機会を促進するもの 目的等)を十分に考慮し、及び盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者のために発行された 例外を含む。)であって、正当な目的 各締約国は、 特に前条 (制限及び例外) (注1) により、 (批評、 の規定に適合する制限又は例外(デジタル環境のため 意見、 報道並びに教育、 自国の著作権及び関連する権利の制度における適当 学問及び研究その他これらに類する の制限又は

注 1 ものをいう。締約国は、 物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約 二千十三年六月二十七日にマラケシュで作成された盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作 一部の締約国がマラケシュ条約に定める要件を超えて受益者にとって利用しやすい様式の著作物の利用 (以下この注1において「マラケシュ条約」という。)によって認められる

な均衡を達成するよう努める(注2)。

適当な場合には、

前条(制限及び例外)に規定する正当な目的を有するものとみなす

ことができる。

注 2

商業的な側面を有する使用については、

可能性を促進することを認める。

第十八・六十七条 契約に基づく移転

各締約国は、著作物、 実演又はレコードに関する財産的権利 (注) を取得し、又は保有する者のため、著

作権及び関連する権利について次のことを定める。

注 この条の規定は、人格権の行使に影響を及ぼすものではない。

(a) 自由かつ個別に契約により当該著作物、 実演又はレコードに関する財産的権利を移転することができ

ること。

(b) 契約 (著作物、 実演又はレコードの創作の基礎となる雇用契約を含む。)に基づき、当該著作物、 実

又は保有する者が自らの名において当該財産的権利を行

演又はレコードに関する財産的権利を取得し、

使し、 及び当該財産的権利から得られる利益を完全に享受することができるものとすること(注)

注 この条のいかなる規定も、 次の(i)及び(i)のことを定める締約国の能力に影響を及ぼすものではない。

(i) 著作物、 実演又はレコードの創作の基礎となる特定の契約について、書面による合意がない場合には、 法令の運用により

財産的権利の移転がもたらされること。

(ii) 譲受人の正当な利益を考慮した上で、当初の権利者の利益を保護するための合理的な制限を課すこと。

第十八·六十八条 技術的保護手段(注)

注 とする技術的手段を有効なものとさせない機器であって当該締約国の法令に違反しないものの輸入又は国内における販売を抑制す この協定のいかなる規定も、 締約国に対し、 映画フィルムの正当な物理的複製物のための市場の分割を管理することのみを目的

ることを要求するものではない。

1 物、 与え、及び当該技術的手段の回避に対する効果的かつ法的な救済措置を講ずるため、次のいずれかの行為 を負い、及び当該救済措置に従うことを定める。 を行う者が第十八・七十四条(民事上及び行政上の手続及び救済措置)に規定する救済措置について責任 各締約国は、 実演及びレコードについて許諾されていない行為を抑制する効果的な技術的手段に適当な法的保護を 著作者、実演家及びレコード製作者が自己の権利の行使に関連して用い、並びにその著作

(a) る行為であって、そのような行為であることを知りながら又は知ることができる合理的な理由を有しな 保護の対象となる著作物、 実演又はレコード の利用を管理する効果的な技術的手段を権限なく回 避す

がら(注1)行うもの(注2)

注 (a)の規定の適用上、 締約国は、 申し立てられた不法行為に係る事実及び状況を考慮して、 知ることができる合理的な

理由を合理的な証拠により立証することができることを定めることができる。

注 2 いずれの締約国も、 保護の対象となる著作物、実演又はレコードの著作権又は関連する権利を構成する排他的権利を保護

する効果的な技術的手段であって、当該著作物、 実演又はレコードの利用を管理するものでないものを回避する者につい

て、この回の規定に基づき民事上の責任を負わせ、又は刑事上の責任を課することを要求されない。

(b) 次の要件を満たす装置、 製品若しくは部品を製造し、 輸入し、若しくは頒布し(注)、若しくは公衆に

これらの販売若しくは貸与を申し出、 若しくは他の方法によりこれらを提供する行為又は次の要件を満

たすサービスの提供を公衆に申し出、 若しくは当該サービスを提供する行為

輸入及び頒布についてこの心に定める義務が、それらの行為が販売若しくは貸与のために行われる場合又

は著作権若しくは関連する権利を保有する者の利益を害する場合にのみ、適用されることを定めることができる。

効果的な技術的手段を回避することを目的として、この心に規定する行為を行う者が販売を促進

宣伝し、又は販売すること(注)。

(i)

注

締約国は、

製造、

注 締約国は、この(i)の規定が、この(b)に規定する行為を行う者が第三者のサービスを通じて販売を促進し、 宣伝し、 又は

販売する場合についても適用されることを了解する。

(ii) 効果的な技術的手段を回避すること以外の商業上意味のある目的又は用途が限られていること

注

注 締約国は、 この心に規定する行為が効果的な技術的手段を回避すること以外の商業上意味のある目的又は用途を有しな

場合には、 この1の規定を遵守することができる。

(iii) 効果的な技術的手段を回避するために主として設計され、生産され、又は提供されていること。

いずれかの者が故意に (注1)及び商業上の利益又は金銭上の利得 (注2)のために(3)及び

的に掲げるいずれかの行為に従事したことが判明した場合について適用する刑事上の手続及び刑罰を定め

る (注3)。

各締約国は、

注 1 この条及び次条 (権利管理情報) の規定の適用上、 故意には、 認識の要素が含まれる。

注 2 締 約国は、 の締約国が、 この条、 次条 (権利管理情報) 及び第十八・七十七条 (刑事上の手続及び刑罰) の規定の適用

弋 「金銭上の利得」 を 「商業上の目的」として取り扱うことができることを了解する。

注 3 1 ずれの締約国も、 自国又は自国の許可若しくは同意を得て行動する第三者による行為について、この条及び次条 (権利管

理情報) の規定に基づく責任を負わせることを要求されない。

締約国は、 当該刑事上の手続及び刑罰が非営利の図書館、 博物館、 記録保管所若しくは教育機関又は公

場合には、第十八・七十四条 機関のいずれについても、回及び向に掲げる行為が禁じられていることを知らずに善意で当該行為を行う 共の非商業的な放送機関については適用されないことを定めることができる。また、締約国は、これらの (民事上及び行政上の手続及び救済措置) に規定する救済措置が適用されな

2 求することを義務付けられない。 タ製品の設計又はこれらの製品の部品及び構成品 いずれの締約国も、 1の規定を実施するに当たり、 ただし、 これらの製品が1の規定を実施する措置に違反しない場合に限 の設計及び選択が特定の技術的手段に対応することを要 家庭用電化製品、 電気通信機器若しくはコンピュ

いことを定めることができる。

3 づいて起こり得る侵害から独立していることを定める 各締約国は、 この条の規定を実施する措置の違反が、 (注)。 著作権及び関連する権利に関する自国の法令に基

る。

注 締約国は、 1 個に規定する回避についての犯罪行為について他の方法により刑事上の処罰を行う場合には、 当該犯罪行為を独

立した違法行為として取り扱うことを要求されない。

4 1の規定を実施する措置に関し、

(a) 知 的財産権を侵害しない使用について現実に悪影響を及ぼす場合又は悪影響を及ぼす可能性 締約国は、 知的財産権を侵害しない使用を可能とするため、 1(a)及び(b)の規定を実施する措置 が あ が当該 る場

合には、 自国 の法令に基づく立法上、 規制上又は行政上の手続によって、 及び当該手続によって証 拠が

提出されるときは当該証拠に十分な考慮 (当該締約国 の法令に基づく著作権及び関連する権利 \mathcal{O} 制 限及

び例外を受益者が享受することができるようにするために権利者がとった措置が適当かつ効果的である

かどうかに関するものを含む。)を払いつつ、当該措置の制限及び例外を定めることができる

注 この(a)の規定は、 締約国に対し、 次のいずれかの要件を満たす効果的な技術的手段の法的保護の制限及び例外について、こ

のaに規定する立法上、 規制上又は行政上の手続を通じて新たな決定を行うことを要求するものではない。ただし、 当該制限

及び例外がその他の点においてこの4の規定に適合していることを条件とする

- (i) 二以上の締約国間で効力を有する貿易協定に従って既に定められたものであること。
- ii 締約国が既に実施していること。

(b) 1 (b) の規定を実施する措置 の制限又は例外は、 意図された受益者がこの条の規定に基づいて許容され

る制限又は例外を正当に利用することができるようにするためにのみ許される(注1)。 当該措置 の制

限又は例外は、 当該意図された受益者を超えて装置、 製品、 部品又はサービスを利用可能なものとする

ことを許可するものではない(注2)。

注 1 締約国は、 16の規定に対する例外に対応する16の規定に対する例外を定めることなく、 16の規定に対する例外を定

めることができる。 ただし、 16の規定に対する例外が、この6の規定に基づく16の規定に対する制限又は例外の範囲内

における正当な利用を可能とするものに限定されることを条件とする。

注 2 1 (a) の規定は、 この (b) の規定の解釈のためにのみ、 5に定義する全ての効果的な技術的手段について準用されるものと解

釈されるべきである。

(c) 締約国は、 この章の規定に従い、 (a)及び(b)の規定に基づく制限及び例外を定めることにより、 著作

者、 実演家若しくはレコード製作者が自己の権利の行使に関連して用い、又はその著作物、 実演若しく

は レコードについて許諾されていない行為を抑制する効果的な技術的手段を保護するための自国の法制

の妥当性又はこのような効果的な技術的手段の回避に対する法的な救済措置の効果を損なわせてはなら

ない。

5

効果的な技術的手段」とは、 効果的な(注)技術、 装置又は構成品であって、 その通常の機能におい

て、 保護の対象となる著作物、 実演若しくはレコードの利用を管理するもの又は著作物、 実演若しくはレ

コー ドに関連する著作権若しくは関連する権利を保護するものをいう。

注 通常の場合において、 偶発的に回避される技術的手段は、 「効果的な」技術的手段ではない。

第十八・六十九条 権利管理情報(注)

注 締約国は、電磁的な権利管理情報にのみ法的保護を与えることにより、この条に定める義務を履行することができる。

1 権利管理情報を保護するための十分かつ効果的である法的な救済措置を講ずるため、

(a) る救済措置について責任を負い、及び当該救済措置に従うことを定める。 に掲げる行為を権限なく行う者が第十八・七十四条(民事上及び行政上の手続及び救済措置)に規定す 各締約国は、著作者、実演家又はレコード製作者の著作権又は関連する権利の侵害を誘い、可能に 助長し、又は隠す結果となることを知りながら又は知ることができる合理的な理由を有しながら次

(i) 権利管理情報を除去し、又は改変する行為であって、そのような行為であることを知りながら(注)

行うもの

注 締約国は、 この1の規定によって与えられる保護を、この⑴から⑾までに規定する行為に知ることなく従事する者がい

る状況に対して、及び他の関連する権利者に対して、及ぼすことができる。

(ii) 権利管理情報が権限なく改変されたことを知りながら当該権利管理情報を頒布し、 又は頒布のため

に輸入する行為であって、そのような行為であることを知りながら行うもの (注)

注

締約国は、この山の規定に基づく義務を、

編集物を構成するもととなっている著作物の効果的な保護について

人格権の権利行使に関する民事上の司法手続を自国の著作権に関する法令に

締約国は、

定めることにより履行することができる。

定める場合にも、 この回の規定に基づく義務を履行することができる。ただし、この回に規定する行為が当該編集物を構

成するもととなっている著作物の著作権の侵害として取り扱われることを条件とする。

(iii) 権利管理情報が権限なく除去され、又は改変されたことを知りながら、著作物、実演又はレコード

の複製物を頒布し、頒布のために輸入し、放送し、公衆に伝達し、又は公衆により使用が可能となる

状態に置く行為であって、そのような行為であることを知りながら行うもの

各締約国は、いずれかの者が、故意に及び商業上の利益又は金銭上の利得のために⑴から⑾までに規

定する行為に従事したことが判明した場合について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。

締約国は、 刑事上の手続及び刑罰が非営利の図書館、 博物館、 記録保管所若しくは教育機関又は公共

の非商業的な放送機関については適用されないことを定めることができる (注)

注 締約国 は、 自国の法令に基づき営利の目的なしに設立された放送機関を公共の非商業的な放送機関として取り扱うことがで

きる。

2 締約国は、 法令の執行又は重大な安全保障上の利益の目的その他の関連する政府の目的 (法令上の任務

の遂行等) のために行う適法に権限を与えられた活動を1の規定を実施する措置から除外することを妨げ

られない。

3 この条のいかなる規定も、 締約国が、 著作物、実演若しくはレコードの権利者に対し権利管理情報を当

該著作物、 実演若しくはレコードの複製物に付することを要求し、 又は著作物、 実演若しくはレコ ードの

権利者に当該著作物、 実演若しくはレコードの公衆への伝達に関連して権利管理情報を表示させる義務を

負わせるものではない。

4 権 利管理情報」とは、 次に掲げる情報をいう。 ただし、これら の項 自 の情報が、 著作物、 実演若しく

は レ コー F の複製物に付される場合又は著作物、 実演若しくはレ コードを公衆に伝達し、若しくは公衆に

より使用が可能となる状態に置くことに関連して表示される場合に限る。

- (a) 著作物、 実演若しくはレコード、 著作物の著作者、 実演の実演家若しくはレコード製作者又は著作
- 物、実演若しくはレコードに係る権利を有する者を特定する情報
- (b) 著作物、実演又はレコードの使用の条件に係る情報
- (c) (a)及び(b)に定める情報を表す数字又は符号

第十八・七十条 集中管理

配に当たり、 締約国は、 著作権及び関連する権利について集中的に管理する団体の重要な役割を認める。 公正な、 効率的な、 透明性のある及び説明責任を負う慣行に基づく使用料 (注) の徴収及び分 この役割に

注 使用料には、衡平な報酬を含めることができる。

は、

適当な記録

の保存及び報告の枠組みを含めることができる。

第 I 節 権利行使

第十八・七十一条 一般的義務

1 めの迅速な救済措置及び将来の侵害を抑止するための救済措置を含む。)がとられることを可能にするた 各締約国は、 この章の規定の対象となる知的財産権の侵害行為に対し効果的な措置 (侵害を防止するた

め、 使の手続は、 この節に規定する権利行使の手続を自国 正当な貿易の新たな障害となることを回避し、 [の法令 (注1) において確保する かつ、 当該手続の濫用に対する保障措置を提 (注2)。このような権利行

注1 「法令」は、法律に限定されない。

供するような態様で適用する。

注 2 各締約国は、 貿易関連知的所有権協定第四十四条の規定及びこの協定に従うことを条件として、企業について、 当該企業が

民間企業であるか国有企業であるかを問わず、この1に規定する救済措置を利用することができるようにすることを確認す

る。

2 置) 商標権、 各締約国は、第十八・七十四条(民事上及び行政上の手続及び救済措置)、第十八・七十五条 及び第十八・七十七条(刑事上の手続及び刑罰)に定める権利行使の手続を、デジタル環境における 著作権又は関連する権利の侵害行為についても同様に利用することができることを確認する。 (暫定措

3 手続は、 各締約国 不必要に複雑 は、 知的 財 産権の行使に関する自国の手続が公正かつ公平なものであることを確保する。この な又は費用を要するものであってはならず、 また、不合理な期限を付され、又は不

当な遅延を伴うものであってはならない。

- 4 (a) 設ける義務を生じさせるものではなく、また、一般的に法を執行する各締約国の権能に影響を及ぼすも この節の規定は、 一般的な法の執行のための司法制度とは別の知的財産権の行使のための司法制度を
- (b) この節の規定は、 知的財産権の行使と一般的な法の執行との間の資源の配分に関して義務を生じさせ

るものではない。

のでもない。

5 害の重大さと適用される救済措置及び罰則との間の均衡の必要性並びに第三者の利益を考慮に入れる。 各締約国は、 自国 の知的財産に関する制度においてこの節の規定を実施するに当たり、 知的 別産権 で侵

第十八・七十二条 推定

- 1 て、 各締約国は、 反証のない限り、 著作権又は関連する権利に係る民事上、 次のことを推定することを定める(注)。 刑事上及び該当する場合には行政上の手続につい
- 注 が 締約国は、 できる。 締約国は、 法令に定める宣言等の宣誓を伴う陳述又は証拠としての価値を有する文書に基づき、この条の規定を実施すること また、この条に規定する推定が反証によって反論することのできる推定であることを定めることができ

る。

(a) 者として通常の方法 著作物、 実演若しくはレコードの著作者、 (注) で氏名又は名称が明示されている者が当該著作物、 実演家若しくは製作者又は該当する場合にはこれらの 実演又はレコー K - の指定 公表

注 締約国は、 特定の物的な裏付けのために何が 「通常の方法」を構成するかを自国が判断する手段を定めることができる。

された権利者であること。

- (b) 著作権又は関連する権利が(3に規定する対象事項について存続していること。
- 3 2 政上 政上又は刑事上の権利行使の手続の開始に当たり、 締約国は、 各締約国は、 の権利行使の手続 自国 自国 の権限のある当局によって実質的に審査が行われ、付与された特許に係る民事上又は行 の権限のある当局によって実質的に審査が行われ、登録された商標に係る民事上、行 (注1) の開始に当たり、当該特許における各請求項が当該締約国の領域において 当該商標が有効であると推定されることを定める。
- 特許性についての適用可能な基準を満たすものであると推定されることを定める(注2、注3)。

注 この章のい かなる規定も、 締約国が、 自国による2及びこの3に規定する義務の履行に関連して、第三者の関与に係る手続

を利用可能とすることを妨げるものではない。

注 2 締約国が登録された商標又は特許の有効性を判断するための排他的な権限を自国の行政当局に付与する場合には、2及びこ

の3の規定は、 当該行政当局が登録された商標又は特許の有効性を判断するまでの間、当該締約国の権限のある当局が権利行

使の手続を停止させることを妨げるものではない。当該有効性を判断するための手続において、登録された商標又は特許の有

効性について異議を申し立てる当事者は、当該登録された商標又は特許が有効でないことを証明することを要求される。この

要求にかかわらず、 締約国は、 商標権者に対しその商標の最初の使用についての証拠を提出することを要求することができ

る。

注 3 締約国は、 この協定が自国について効力を生じた後に出願され、 審査が行われ、 付与された特許についてのみこの3の規定

を適用することを定めることができる。

第十八・七十三条 知的財産権に関する権利行使の実務

各締約国は、 知的財産権の行使に関する最終的な司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定につ

いて、次のことを定める。

1

(a) できる限り書面によって行うこと並びに関連する事実認定並びに当該司法上の決定及び当該行政上の

決定が依拠する理由又は法的根拠を明示すること。

(b) 当該司法上の決定及び当該行政上の決定を当該締約国の国語で、 利害関係者及び締約国が知ることが

できるような方法により、公表し(注)、 又は公表が実際的でない場合には他の手段を用いて公衆が入

手することができるようにすること。

注 締約国は、 当該司法上の決定又は当該行政上の決定をインターネット上において公衆が入手することができるようにするこ

とにより、公表についての要件を満たすことができる。

2 各締約国は、 知的財産権の侵害に関する統計資料その他の関連する情報の収集及び分析並びに侵害を防

止し、及びこれに対処するための最良の実務に関する情報の収集の重要性を認める。

3 各締約国は、 自国の民事上、行政上及び刑事上の制度における知的財産権の効果的な行使を提供するた

めの自国の活動に関する情報 (例えば、当該締約国がこの目的のために収集する統計上の情報)を公表

又は他の手段を用いて公衆が入手することができるようにする。

第十八・七十四条 民事上及び行政上の手続及び救済措置

1 各締約国は、 この章 の規定の対象となる知的財産権の行使について、 民事上の司法手続を権利者が利用

することができるようにする(注)。

注 この条の規定の適用上、 「権利者」には、 許諾を得た者、 連合及び団体であって、 権利を主張する法的な地位及び権限を有す

「許諾を得た者」には、 特定の知的財産に含まれる一又は二以上の排他的な知的財産権について排他的な許諾を

得た者を含む

2 各締約国は、 自国の司法当局が、貿易関連知的所有権協定第四十四条の規定に適合する差止めによる救

(当該救済を提供する締約国の法令に基づく知的財産権の侵害に関係する物品の流通経路への流入を防

止するためのものを含む。)を命ずる権限を有することを定める。

3

各締約国は、

自国

済

の司法当局が、民事上の司法手続において、

侵害活動を行っていることを知ってい

た

又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、 少なくとも、 当該侵害者による権利者の

知的 財産権 の侵害により当該権利者が被った損害を補償するために適当な損害賠償を当該権利者に支払う

よう命ずる権限を有することを定める (注)。

注 締約国は、 商標が使用されなかったことが認定された場合には、 権利者がこの3、5及び7に規定する救済措置に係る権利を

有することができないことを定めることができる。 締約国は、この3及び5から7までに規定する救済措置が同時に命ぜられる

可能性について定める義務を有しない。

4 3 の規定に基づく損害賠償の額を決定するに当たり、 各締約国の司法当局は、 特に、 権利者が提示する

合理的 よって評 [な価] 価されるもの又は希望小売価格を含むことができる。)を考慮する権限を有する。 値の評価 (逸失利益、 侵害の対象となった物品若しくはサービスの価値であって市 場価 [格に

5 が、 各締約国は、 民事上 の司法手続において、 少なくとも著作権又は関連する権利の侵害及び商標の不正使用について、 少なくとも3に規定する場合には、 侵害者に対し、 その侵害行為から生 自国 の司 法当局

じた当該侵害者の利益を権利者に支払うよう命ずる権限を有することを定める (注)。

注 締約国は、 当該利益が3に規定する損害賠償に該当すると推定することにより、この5の規定を遵守することができる。

6 利の侵害に関し、次のいずれか又は双方の損害賠償について定める制度を採用し、又は維持する。 各締約国は、 民事上の司法手続において、著作物、レコード又は実演を保護する著作権又は関連する権

(a) 権利者 の選択に基づいて受けることができる法定の損害賠償

(b) 追加的な損害賠償(注)

注 追加的な損害賠償には、懲罰的損害賠償を含めることができる。

7 各 i 締約国 は、 民事上 の司法手続にお いて、 商標の不正使用に関 Ĺ 次のいずれか又は双方の損害賠償に

ついて定める制度を採用し、又は維持する。

- (a) 権利者の選択に基づいて受けることができる法定の損害賠償
- (b) 追加的な損害賠償 (注)

注 追加的な損害賠償には、懲罰的損害賠償を含めることができる。

- 8 るために十分な額に定め、 6 及び7の規定に基づく法定の損害賠償は、 及び将来の侵害を抑止することを目的として定める。 侵害によって引き起こされた損害について権利者を補償す
- 9 な損害賠償 (侵害行為の性質及び将来における同様の侵害の抑止 司 法当局は、 の裁定を下す権限を有する。 6及び7の規定に基づく追加的な損害賠償の裁定を下すに当たり、 の必要性を含む。) を考慮して適当と認める追加的 全ての関連する事項
- 10 護士 事上 各締約国は、 の費用又は当該締約国 の司法手続が終了した時に、 自 国 の司法当局が、 の法令に定める他の費用を支払うよう命ずる権限を有することを定める。 適当な場合には、 少なくとも著作権又は関連する権利、 敗訴の当事者が勝訴の当事者に対し訴訟及び適当な弁 特許及び商標の侵害について民
- 11 他の専門家を任命し、 締約国 の司法当局その他 かつ、これらの専門家の費用を訴訟当事者が支払うよう要求する場合には、 の当局が知的財産権 の行使に関する民事上の司法手続において技術専門家その 当該締

約国 びに当該 は、 司 当該費用が合理的であり、 法手続 の利用を不当に妨げるものでないことを確保するよう努めるべきである。 カ つ、 特に遂行される業務の量及び性質に適切に関連していること並

- 12 各締約国は、民事上の司法手続について、次のことを定める。
- (a) 例 外的な場合を除くほ 自国 0 司 法当局 が、 か、 少なくとも著作権侵害物品及び不正商標物品について、 V) かなる補償もなしに廃棄することを命ずる権限を有すること。 権利者の申立てにより、
- (b) カ た材料及び道具を、 なる補償もなしに廃棄し、 自国 の司 法当局が、 追加 (a)に規定する著作権侵害物品及び不正商標物品の製造又は生産のために使用され の侵害の危険を最小とするような態様で、不当に遅延することなく、 又は流通経路から排除することを命ずる権限を有すること。 かつ、い
- (c) の物品 不正商標物品については、 0 流入を認めるために十分ではないこと。 例外的な場合を除くほか、 違法に付された商標の単なる除去が、 流通経路
- 13 適用を妨げることなく、 各締約国 侵害者又は侵害したと申し立てられた者に対し、 は、 自国 の司 知的財 法当局が、 産権 特権、 の行使に関する民事上 情報源 の秘 密 自国 の保護又は 一の司 の関係法令に規定する関連情報であって当該 法手 続に 個 人情報の処理に関する自 おい て、 権利者の正当な要請に基 国 \mathcal{O} 法令の

は、 する物品若しくはサービス又は侵害していると申し立てられた物品若しくはサービスの生産手段又は流通 該物品又はサー 経路に関する情報 侵害者又は当該侵害したと申し立てられた者が有し、 のために当該権利者又は当該司法当局に提供するよう命ずる権限を有することを定める。 侵害又は申し立てられた侵害における何らかの局面に関与した者に関する情報及び知的 ビスの流通経路を特定する情報を含む。) (これらの物品又はサービスの生産又は流通に関与したと申し立てられた第三者及び当 又は管理するものを少なくとも証拠を収集する目的 を含めることができる。 当該関連 財産権を侵害 情報に

14 者、 換された秘 各 弁護. 締 約 人、 国 密の情報 は、 専門家その他の裁判所の管轄権に服する者に対し、 知的 財 の保護に関する司法上の命令の違反について制裁を科する権限を有することを定め 産権 の行使に関する民事上の司法手続に関 当該司法手続におい Ĺ 自国 $\overline{\mathcal{O}}$ 司法当局その て作成され、 他の当局 又は交 が `当事

利行使の手続を濫用した場合には、不法に要求又は制約を受けた当事者に対しその濫用により被った損害 事者が知的 各締約国は、 別産権 自国 (商標、 の司法当局が当事者に対し、 地理的表示、 特許、 著作権及び関連する権利並びに意匠を含む。) 当該当事者の申立てにより措置がとられ、 かつ、当該当 に関する権

15

る。

に対する適当な賠償を支払うよう命ずる権限を有することを確保する。当該司法当局は、 また、 申立人に

(適当な弁護士の費用を含むことができる。) を被申立人に支払うよう命ずる権限を有する。

16 各締約国 は、 民事上の救済措置が本案についての行政上の手続の結果として命ぜられる場合には、 その

対し、

費用

手続がこの条に定める原則と実質的に同等の原則に従うことを定める。

17 第十八・六十八条 (技術的保護手段) 及び第十八・六十九条 (権利管理情報) に規定する行為に関する

民事上の司法手続において、

(a) 各締約国は、 自国の司法当局が、少なくとも次のことを行う権限を有することを定める(注)。

注 締約国は、 第十八・六十八条 (技術的保護手段)及び第十八・六十九条(権利管理情報) の規定に関する救済措置を、 自国

の著作権に関する法令に基づき利用可能なものであることを条件として、別個の救済措置として定めることができるが、その

ような別個の救済措置を定めることを要求されない。

(i) 暫定措置をとること(禁止された活動に用いられた疑いのある装置及び製品を差押えその他の方法

で管理の下に置くことを含む。)。

(ii) 著作権の侵害について利用することができる種類の損害賠償であって、 この条の規定に従い自国の

法令の下で定められるものを命ずること(注)。

注 締約国は、 自国の著作権に関する法令が法定の損害賠償及び追加的な損害賠償の両方を定めている場合には、これらの

損害賠償の方法のうち一についてのみ定めることにより、この切に規定する要件を遵守することができる。

- (iii) 10に規定するところにより訴訟に関する費用について命ずること。
- (iv) 禁止された活動に用いられたことが判明した装置及び製品の廃棄を命ずること。
- (b) る理由がなかったことを立証する責任を果たしたときは、それらから損害賠償を得ることができないも ついて、それらが、 締約国 は、 非営利の図書館、 自己の行為が禁止された活動を構成することを、 記録保管所、 教育機関若しくは博物館又は公共の非商業的な放送機関に 認識していなかったこと又は信ず

第十八・七十五条 暫定措置 のとすることを定めることができる。

1 速やかに知的財産権に関する救済の申立てに対応する。 各締約国の当局は、 自国の司法上の規則に従い、他方の当事者に意見を述べる機会を与えることなく、

2 各締約国は、 自国の司法当局が、 知的財産権に関する暫定措置を求める申立人に対し、 当該申立人の権

利が侵害されていること又はその侵害が生ずる差し迫ったおそれがあることを十分な確実性をもって当該 の利用を不当に妨げるものであってはならない。 るよう命ずる権限を有することを定める。 司法当局 被申立人を保護し、 が 確認するため、 及び濫用を防止するために十分な水準に定められた担保又は同等の保証 合理的に入手可能な証拠を提出するよう要求する権限並びに当該申立 そのような担保又は同等の保証 は、 当該暫定措置 \mathcal{O} ため を提供 人に 0 手続 . 対 す

3 ことを定める。 用については侵害に関連する証拠書類を差押えその他の方法で管理の下に置くことを命ずる権限を有する 司法手続において、 各締約国は、 自国 侵害の疑いのある物品、 の司法当局が、 著作権又は関連する権利の侵害及び商標の不正使用に関する民事上の 侵害に関連する材料及び道具並びに少なくとも商標の不正使

第十八・七十六条 国境措置に関する特別の要件

1 留置するための申立てについて定める 似の商標を付した物品若しくは著作権侵害物品である疑いのあるものの引取りを停止し、 各締約国は、 当該締: 約国 の領域に輸入される物品であって、不正 (注) 商標物品、 混同を生じさせるほどに類 又は当該物品を

- (a) 付したことをもってこの節の規定に基づく手続を定める締約国の法令上、 本的側面において識別することができない商標を許諾なしに付した同様の物品 不正商標物品とは、 一の物品について有効に登録されている商標と同一の商標又は当該有効に登録されている商標とその基 商標権者の権利を侵害するものをいう。 (包装を含む。 であって、そのような商標を
- (b) 国において行われたとしたならば、 の物品から直接又は間接に作成された複製物であって、 著作権侵害物品とは、 権利者又は権利者から一の国において生産することにつき正当に許諾を受けた者の承諾を得ないで一 当該締約国の法令上、著作権又は関連する権利の侵害となったであろうものをいう。 当該物品の複製物の作成が、この節の規定に基づく手続を定める締約
- 2 品 要求されることを定める。 当該権限のある当局が推定するに足りる適切な証拠を提出すること及び当該権限のある当局による当該物 を開始する権利者が、 た物品又は著作権侵害物品である疑いのある物品を自由に流通させるための引取りを停止するための手続 の合理的な識別のため当該権利者が知っているものと合理的に予想し得る十分な情報を提供することを 各締約国は、自国の権限のある当局 当該手続を定める締約国の法令上、 当該情報の提供の要求は、 (注) が不正商標物品、 当該手続の利用を不当に妨げるものであってはなら 当該権利者の知的財産権の侵害の事実があると 混同を生じさせるほどに類似の商標を付し

ない。

注 この条の規定の適用上、 別段の定めがある場合を除くほか、 権限のある当局には、 締約国の法令上の適当な司法当局、 行政当

局又は法執行当局を含めることができる。

3 る損失又は損害を被申立人に与えないようにする支払の保証によることができることを定めることができ るものではないと権限のある当局が認定する場合には、当該物品の引取りが停止されたことによって生ず の利用を不当に妨げないことを定める。 証を提供するよう要求する権限を有することを定める。 申立人及び当該権限のある当局を保護し、 品又は著作権侵害物 各締約国 は、 自国 品品 の権限のある当局が、 である疑いのある物 締約国は、 並びに濫用を防止するために十分な合理的な担保又は同等の保 品 不正 の引取りを停止するための手続を開始する権利者に対し、 商標物品、 当該担保については、 各締約国は、 混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物 当該担保又は同等の保証が当該手続 当該物品が 知的 財産権を侵害す 被

4 締 約国は、 プライバシー 又は情報 の秘密に関する締約国 の法令の適用を妨げることなく、

る。

(a) 自国 の権限のある当局が不正商標物品若しくは著作権侵害物品である疑いのある物品を留置し、 又は

者、 当該物品の引取りを停止した場合には、自国の権限のある当局が権利者に対し当該物品の荷送人、 ているときは当該物品の原産国について不当に遅滞することなく通知する権限を有することを定めるこ 荷受人又は輸入者の氏名又は名称及び住所、 当該物品に関する記述、 当該物品の数量並びに判明し 輸出

注 締約国は、 これらの情報を受領し、 又は入手するための合理的な手続を定めることができる。 とができる(注)。

- (b) 自 に規定する情報を権利者に提供する権限を付与する。 玉 侵害の疑い 通常、 |の権限 差押え又は物品が不正 のある当局に付与しないときは、 のある物品が留置され、 商標物品若しくは著作権侵害物品であるとの認定から三十日以内に回 又は引取りを停止されている場合において、回に規定する権限を 少なくとも輸入物品について、 自国 \mathcal{O} 権限の ある当局 に対
- 5 作権侵害物品である疑いのある次に掲げるものについて職権により(注2)国境措置を開始することがで 各締約国は、 自国の権限のある当局が税関管理の下にある物品 (注1) であって、不正商標物品又は著

注 1 この条の規定の適用上、 締約国は、 「税関管理の下にある物品」を締約国の税関手続の対象となる物品を意味するものとし きることを定める。

て取り扱うことができる。

注 2 職権による行為は、 第三者又は権利者からの告訴を必要としない。

- (a) 輸入された物品
- (b) 輸出されようとしている物品 (注)

注 この条の規定の適用上、 締約国は、 「輸出されようとしている」物品を輸出されたものとして取り扱うことができる。

(c) 通過物品

(注 1、

注2

注 1 このcoの規定は、 侵害の疑いのある物品であって、当該物品の輸出の発送地となる締約国の領域において他の税関へ運送

中の ものについて適用する。

注 2 ことを目的として、 締約国は、 この心の規定に代わるものとして、 現地の荷受人を伴わずに当該締約国が検査を行った物品であって、 適当な場合には、 不正商標物品又は著作権侵害物品の国際貿易を排除する 当該締約国の領域において積み替え

られ、 他の締約国の領域に仕向けられるものに関し、 他の締約国の領域に到着した際に侵害の疑いのある物品を特定する当

該他の締約国の 活動に資する知識を与えるため、 当該他の締約国に対し、 入手可能な情報を提供するよう努める。

各締約国は、 1 5回及び的並びに該当する場合には50に定める手続の開始後合理的な期間内に自国

6

ができる手続を採用し、又は維持する(注)。 の権限のある当局が侵害の疑いのある物品によって知的財産権が侵害されているかどうかを認定すること 合には、 (当該罰又は制裁には、 自国の当局に対し、 罰金又は侵害物品の差押えを含むことができる。)を科する権限を付与すること 物品が知的財産権を侵害しているとの認定を行った後行政上の罰又は 締約国は、 侵害を認定するための行政上の手続を定める場 制 裁

注 に虚偽の貿易上の記載がされていることを判断することにより、 締約国は、 5に定める侵害の疑いのある物品が知的財産権を侵害していることの判断については、 この条に規定する義務を履行することができる。 当該侵害の疑い のある物品

ができる。

7 不正商標物品については、 の廃棄を命ずる権限を有することを定める。 合を除くほか、 各締約国 は 自国 権利者に損害を与えないような態様で当該物品を流通経路から排除することを確保する。 |の権限 例外的な場合を除くほか、 0 ある当局が、 物品 当該物品が廃棄されない場合には、 が知的 違法に付された商標の単なる除去により流通経路 財産権を侵害しているとの認定を行った後当該物品 各締: 約国 は、 例外 がな場

締約国がこの条に定める手続に関連して申立てに係る手数料、 保管料又は廃棄費用を設定し、又は決定

8

の物品の流入を認めることはできない。

する場合には、 これらの料金は、 当該手続の利用を不当に妨げる額に定めてはならない。

9 荷物に含まれる少量の非商業的な性質の物品については、 この条の規定は、 小型貨物で送られる商業的な性質の物品についても適用する。 この条の規定の適用から除外することができる 締約国 は、 旅行者の手

(注)。

注 締約国は、 小型貨物で送られる少量の非商業的な性質の物品についても、この条の規定の適用から除外することができる。

第十八・七十七条 刑事上の手続及び刑罰

- 1 は関連する権利を侵害する複製について、「商業的規模で行われる」行為には、少なくとも次の行為を含 使用及び著作権又は関連する権利を侵害する複製について適用されるものを定める。 各締約国は、 刑事上の手続及び刑罰であって、 少なくとも故意により商業的規模で行われる商標の不正 故意による著作権又
- (a) 商業上の利益又は金銭上の利得のために行われる行為

む。

(b) 1 商業上 て当該著作権又は関連する権利の権利者の利益に実質的かつ有害な影響を及ぼすもの の利益又は金銭上の利得のために行われるものでない重大な行為であって、市場との関連にお (注 1、 注2

注 1 締約国は、 一の締約国が自国の法令において保護の対象となる著作物、 実演及びレコードの許諾を得ない使用に関する自

国の刑事上の手続及び刑罰によってこの心に規定する重大な行為に対処することにより、この心の規定を履行することがで

きることを了解する。

注 2 締約国は、 侵害行為が市場との関連において著作権又は関連する権利の権利者の利益に実質的かつ有害な影響を及ぼすか

どうかを認定するに当たり、 当該著作権又は関連する権利を侵害する物品の量及び価額を考慮することができることを定め

ることができる。

2 各締約国は、 故意による不正商標物品又は著作権侵害物品の商業的規模の輸入及び輸出を刑罰の対象と

なる不法な活動として取り扱う(注)。

注 締約国は、 一の締約国が不正商標物品又は著作権侵害物品の商業的規模の頒布又は販売を刑罰の対象となる不法な活動として

定めることにより、 この2の規定に基づく自国の義務を履行することができることを了解する。さらに、 1から3までに規定す

る刑事上の手続及び刑罰は、締約国の自由貿易地区において適用される。

3 各締約国は、 次の回及び的の要件を満たすラベル又は包装の故意による輸入(注1)及び国内における

使用であって、 商業上かつ商業的規模のものについて適用される刑事上の手続及び刑罰を定める (注2)。

注 1 締約国は、 ラベル又は包装の輸入に関する自国の義務を頒布に関する措置を通じて履行することができる。

注 2 締約国は、 商標に係る犯罪の未遂について適用される刑事上の手続及び刑罰を定めることにより、この3の規定に基づく自

国の義務を履行することができる。

(a) 自国の領域において登録されている商標と同一の商標又は当該自国の領域において登録されている商

標と識別することができない商標が、 許諾なしに当該ラベル又は当該包装に付されていること。

(b) 自国の領域において商標が登録されている物品と同一の物品について又は自国の領域において商標が

登録されているサービスと同一のサービスに関連して商業上使用するためのものであること。

4 各締約国は、 映画館において上映中の映画の著作物の許諾を得ない複製(注)であって、当該映画 [の著

作物の市場において権利者に対し重大な損害を与えるものに対処すること及び当該損害を抑止することの

必要性を認め、 少なくとも適当な刑事上の手続及び刑罰を含む措置 (刑事上の手続及び刑罰に限定するこ

とを要しない。)を採用し、又は維持する。

注 この条の規定の適用上、 締約国は、 「複製(copying)」の用語を「複製(reproduction)」と同一の意義を有するものとし

て取り扱うことができる。

5 及び教唆に対する刑事上の責任を自国の法令に基づいて追及することができることを確保する。 各締約国は、この条の規定により刑事上の手続及び刑罰を定めることを要求される犯罪について、 幇^ほう助

- 6 各締約国は、 1から5までに規定する犯罪に関し、次の事項について定める。
- (a) 拘禁刑及び将来の侵害行為を抑止するため十分に高額の罰金であって、 同様の重大性を有する犯罪に

適用される刑罰の程度に適合したものを含む刑罰 (注)

注 締約国は、 拘禁刑と罰金とを併せて科することができることを定めることを締約国に義務付けるものではないことを了解す

る。

(b)

当該締約国の司法当局が刑罰を決定するに当たり、

状況

(健康又は安全への脅威又は影響に関する状

況を含むことができる。)の重大性を考慮する権限を有すること(注)。

注 締約国は、別個の犯罪を通じて当該状況を考慮することができる。

(c) する証拠書類並びに申し立てられた侵害活動から生じ、又はその活動を通じて取得された資産の差押え が ある物、 当該締約 申し立てられた犯罪のために使用された関連する材料及び道具、申し立てられた犯罪に関連 国の司法当局その他の権限のある当局が、不正商標物品又は著作権侵害物品であるとの疑い

に 令を発するための前提とする場合には、 を命ずる権限を有すること。 詳細 に当該物件について説明することを要求してはならない。 締約国は、 差押えを目的として当該物件を特定するために必要である以上 差押えの対象となる物件の特定をこのccに規定する司法上の 命

- (d) じて取得された資産 当該 締 約 国 の司法当局が、 の没収を命ずる権限を有すること。 少なくとも重大な犯罪については、 侵害活動から生じ、 又はその活動を通
- (e) の司法当局が、 次に掲げる物の没収又は廃棄を命ずる権限を有すること。
- (i) 全ての不正商標物品及び著作権侵害物品

当該締約

国

- (ii) 主として著作権侵害物品又は不正商標物品の生産において使用された材料及び道具
- (iii) 不正な商標が付され、及び犯罪のために使用されたラベル又は包装(①及び〕に掲げる物に該当す

るものを除く。)

確保する。 例外的な場合を除くほか、 不正商標物品及び著作権侵害物品が廃棄されない場合には、 各締約国は、 (c)及びこの(e)の規定に基づく没収又は廃棄が被告人に対するいかなる補償もな 権利者に損害を与えないような態様でそれらを流通経路から 当該司法当局その 他の権限の 排除することを ある当局は、

く行われることを更に定める。

(f) 局によって保管されている物品、 当該締約国の司法当局その他の権限のある当局が、侵害に関する民事上の(注)手続のため、 材料、道具及び他の証拠を権利者に解放し、又はこれらに代えて利用 関係当

する機会を提供する権限を有すること。

注

締約国は、

でで様名を排作できずられること

(g) 当該締約国 の権限のある当局が、 第三者又は権利者による告訴を必要とすることなく法的措置を開始

侵害に関する行政上の手続に関連してこのぼに規定する権限を定めることができる。

するために職権により行動することができること(注)。

注 締約国は、 1に規定する著作権又は関連する権利を侵害する複製について、この(gの規定の適用を市場における著作物、

実

演又はレコードの利用のための権利者の能力に影響を与える場合に限定することができる。

7 を通じて直接若しくは間接に取得された資産の価額に相当する価額の資産の差押え若しくは没収又はこれ 締約国は、 1から5までに規定する犯罪について、自国の司法当局が侵害活動から生じ、又はその活動

らに代わる罰金を命ずる権限を有することを定めることができる。

第十八・七十八条 営業上の秘密 (注)

注 この条の規定は、 締約国の法令の違反の証拠を提出するための善意の合法的な開示を保護する当該締約国の措置に影響を及ぼす

ものではない

1 各締約国は、 パリ条約第十条の二に規定する不正競争からの有効な保護を確保するため、 いずれかの者

が、 合法的に自己の管理する営業上の秘密について、公正な商慣習に反する方法 (注) により自己 0 承諾

を得ないで他の者 (国有企業を含む。) が開示し、取得し、又は使用することを防止するための法的手段

を有することを確保する。この章において、営業上の秘密には、少なくとも貿易関連知的所有権協定第三

十九条2に規定する開示されていない情報を含む。

注

こ の

1の規定の適用上、

「公正な商慣習に反する方法」とは、

少なくとも契約違反、

信義則違反、

違反の教唆等の行為をい

1) 情報の取得の際にこれらの行為があったことを知っているか又は知らないことについて重大な過失がある第三者による開示

されていない 当該情報の取得を含む

2 各締約 玉 は、 3 の規定に従うことを条件として、次の一又は二以上の行為について刑事上の手続及び刑

罰を定める。

(a) コンピュ ータ・システムに保管されている営業上の秘密への許諾を得ない、 かつ、 故意によるアクセ

(b) 営業上の秘密の許諾を得ない、かつ、故意による横領 (注) (コンピュータ・システムの手段を用い

たものを含む。

注 締約国は、 「横領」 の用語を「不法な取得」と同一の意義を有するものとみなすことができる。

営業上の秘密の詐欺的な開示又は許諾を得ない、かつ、故意による開示(コンピュータ・システムの

手段を用い たものを含む。)

(c)

3

締 約国 は、 2に規定する行為に該当する行為に関し、 適当なときは、 2に規定する刑事上の手続の利用

可 能 性又は 定の程度の刑罰の適用を次の一又は二以上の場合に限定することができる。

- (a) 当該行為が商業上 の利益又は金銭上の利得を目的とするものである場合
- (b) 当該行為が国内で又は国際的に取引される製品又はサービスに関連するものである場合
- (c) 当該行為が営業上の秘密の保有者に損害を与えることを意図するものである場合
- (d) 当該行為が外国の経済的な団体の指示により、 当該団体の利益のために又は当該団体と共同して行わ

れるものである場合

(e) 当該行為が締約国の経済上の利益、 国際関係又は国防若しくは国家の安全保障を損なうものである場

一五七二

第十八・七十九条 衛星放送用及びケーブル放送用の暗号化された番組伝送信号の保護

1 各締約国は、次の行為を犯罪とする。

(a) 有体又は無体の装置又はシステムが少なくとも次のいずれかの条件に合致することを知りながら又は

知ることができる理由を有しながら(注1)行う当該装置又はシステムの製造、組立て、変更(注2)、

輸入、輸出、販売、賃貸又は他の方法による頒布

注 1 この回の規定の適用上、締約国は、不法とされる行為に係る事実及び状況を考慮して、当該締約国が定める「知ること」

に関する要件の一部として、 「知ることができる理由を有しながら」について合理的な証拠により示すことができることを

定めることができる。 締約国は、 「知ることができる理由を有しながら」について「未必の故意」を意味するものとして取

り扱うことができる。

注 2 締約国は、 「組立て」及び「変更」を「製造」に含まれるものとして取り扱うことができる。

(i) 衛星放送用の暗号化された番組伝送信号の合法的な配信業者 (注1) の許諾を得ることなく当該信

号を復号化することを補助するために使用することが

意図されたものであること (注2)。

注 1 締約国は、この1及び3に規定する犯罪及び刑罰について、合法的な配信業者への支払を回避する意図を有すること

を証明すること又は金銭的な利益を享受する権利を有しない者が当該利益を確保する意図を有することを証明すること

を要求することができる。

注 2 輸出に関する義務は、この1に規定する装置又はシステムを保有し、及び頒布する行為を犯罪とすることにより履行

することができる。 締約国は、 この条の規定の適用上、 「合法的な配信業者」とは当該締約国の領域において暗号化さ

れた番組伝送信号を配信し、 及び当該信号の復号化を許諾する合法的な権利を有する者をいうことを定めることができ

る。

(ii) 主として、衛星放送用の暗号化された番組伝送信号の合法的な配信業者の許諾を得ることなく当該

信号を復号化することを補助するものであること。

(iii) なく当該信号を復号化することを補助するものであること。 主たる機能が専ら、衛星放送用の暗号化された番組伝送信号の合法的な配信業者の許諾を得ること

(b) 衛星放送用の暗号化された番組伝送信号について、当該信号の合法的な配信業者の許諾を得ることな

く当該信号が復号化されたことを知りながら故意に行う次の行為

(i) 当該信号の受信(注)

注 締約国は、 この心及び3心の規定の適用上、 衛星放送用又はケーブル放送用の暗号化された番組伝送信号の故意による

受信とは当該信号の受信及び利用又は当該信号の受信及び復号化をいうことを定めることができる。

(i) 当該信号の更なる配信(注)

注 締約国は、 「更なる配信」を「公衆への再送信」を意味するものと解釈することができる。

2 各締約国は、 衛星放送用の暗号化された番組伝送信号又はその内容に利害関係を有しており、かつ、1

に規定する行為により損害を受けた者のために民事上の救済措置を定める。

3 各締約国は、 故意による次の行為について刑罰又は民事上の救済措置(注)を定める。

注 締約国は、 民事上の救済措置を定める場合には、 損害を証明することを要求することができる。

(a) 機器がケーブル放送用の暗号化された番組伝送信号の許諾を得ない受信に使用することが意図された

ものであることを知りながら行う当該機器の製造又は頒布

(b) ケーブル放送用の暗号化された番組伝送信号の合法的な配信業者の許諾を得ることなく行う当該信号

の受信又は他の者による受信の補助 (注)

注 締約国は、 「他の者による受信の補助」について、 番組伝送信号の合法的な配信業者の許諾を得ることなく当該信号を他の

者が受信することができるようにし、又は受信することを補助するために故意に情報を公表した者に対する刑罰を定めること

により、自国の義務を履行することができる。

第十八・八十条 ソフトウェアの政府による使用

1 各締約国は、 知的 財産権の の尊重及び知的財 産権の侵害が及ぼす有害な影響について政府の意識を向上さ

せるための措置の採用を促進することの重要性を認める。

2 害しないコンピュータ・ソフトウェアのみを使用すること並びに該当する場合には関連する許諾により認 各締約国は、 自国 の中央政府機関が、 著作権及び関連する権利により保護され、 かつ、 知的財産権を侵

められた方法によってのみ当該コンピュータ・ソフトウェアを使用することを定める適当な法律、 規則

政策、 指令、 政府が発出する指針又は行政上若しくは執行上の命令を採用し、又は維持する。これらの措

置 は、 政府による使用のための当該コンピュータ・ソフトウェアの取得及び管理について適用す

る (注)。

注 この2の規定は、 地域政府機関が、 侵害するコンピュータ・ソフトウェアを使用すること又は該当する場合には関連する許諾

によって認められない方法によりコンピュータ・ソフトウェアを使用することを奨励するものと解すべきではない。

第 5節 インターネット・サービス・プロバイダ (注)

注 附属書十八ーF (第J節 (インターネット・サービス・プロバイダ) の附属書) の規定は、 この節の規定について適用する。

第十八・八十一条 定義

この節の規定の適用上、

「著作権」には、関連する権利を含む。

「インターネット・サービス・プロバイダ」とは、 次のものをいう。

(a) 利用者が特定する地点の間で、当該利用者が選択する素材について、送信、 ルーティング又はデジタ

ル 及び免責) のオンライン通信 2個に定める機能を果たすものを提供する者 のための接続の提供に関するオンライン・サービスであって次条 (法的な救済措置

(b) 次条 (法的な救済措置及び免責) 20又は他に定める機能を果たすオンライン・サービスを提供する

者

「インターネット・サービス・プロバイダ」には、回及び的に掲げるサービスを提供する者であって、自

動的な処理によって行われるキャッシングに従事するものを含む。

第十八・八十二条 法的な救済措置及び免責(注)

注 附属書十八-E(第J節(インターネット・サービス・プロバイダ) の附属書)の規定は、この3及び4の規定について適用す

Z

1 要性及びオンラインの環境において生ずるこの章の規定の対象となる著作権の侵害に対し権利者が効果的 提供するオンライン・サービスに関する適当な免責を確立し、又は維持する。 が法的な救済措置を利用することができることを確保し、 提供することの重要性を認める。 な行動をとることを認める権利行使の手続を貿易関連知的 締 約国 は、 媒介手段として機能する正当なオンライン・サービスの継続的な発展を円滑にすることの重 このため、 各締約国は、 及びインターネット・サービス・プロバイダが そのような著作権の侵害に対処するため権利者 所有権協定第四十一条の規定に適合する態様で この法的な救済措置及び免

(a) インターネット・サービス・プロバイダが著作権のある素材の許可のない保存及び送信を抑止するこ

責の枠組みには、次の事項を含める。

とを目的として著作権者と協力すること又はこれに代えてそのような目的のための他の行動をとること

を促す法的な奨励措置(注)

注 締約国は、 この回に規定する「法的な奨励措置」 に関する義務の履行が種々の形態をとることができることを了解する。

(b) インターネット・ サービス・プロバイダが管理し、 開始し、 又は指示することなく行われ、 及び当該

インターネット・サービス・プロバイダによって又は当該インターネット・サービス・プロバ イダのた

該インターネット・サービス・プロバイダに対して金銭上の救済措置を課することを排除する効果を有

又は運営されるシステム又はネットワークを通じて行われる著作権の侵害について、

当

する当該締約国の法令における制限 (注)

めに管理され、

注 締約国は、 一の締約国が、 当該一の締約国の国際法上の義務に従い、 特定の行為が著作権の侵害を構成するものではないと

判断する限りにおいて、 当該行為に関連して制限を定める義務はないことを了解する。

2 1bに定める制限には、 次のaからdまでに定める機能に際しての制限を含める。

(a) のような技術的な処理の過程において自動的に行われる当該素材の中間的及び一時的な保存 素材についてその内容を改変することなく(注)行う送信、ルーティング若しくは接続 の提供又はそ

注 締約国は、この国に規定する改変には、 技術的な処理の一部として又は技術的な理由のみによって行われるパケットへの分

割等の改変を含まないことを了解する。

- (b) 自動的な処理を通じて行われるキャッシング
- (c) インターネット・サービス・プロバイダによって又はインターネット・サービス・プロバイダのため

に管理され、又は運営されるシステム又はネットワークに存在する素材について、利用者の指示によっ て行われる保存 (注 1、 注2

注1 締約国は、「保存」を「ホスティング」と解釈することができる。

注 2 この心に規定する素材の保存には、 インターネット・サービス・プロバイダのサーバーに保存された電子メール及びその

添付ファイル並びにインターネット・サービス・プロバイダのサーバーに存在するウェブ・ページを含み得る。

- (d) にオンライン上の所在箇所を参照させ、又は結び付けること。 情報の所在を示す手段(ハイパーリンク及びディレクトリを含む。)を使用することにより、 利用者
- 3 バ イダが16に定める制限の適用を受けるための条件を自国の法令に定め、又はこれに代えてインター 各締約国は、 侵害に対処するための効果的な行動を円滑にするため、インターネット・サービス・プロ

ネット・サービス・プロバイダが160に定める制限の適用を受けない場合について定める(注1、 注2)。

注 1 締約国は、 次に掲げる枠組みを維持することにより、この3の規定に基づく義務を履行することができる。

- (a) 政府の参加を得て設立されている利害関係者の組織(インターネット・サービス・プロバイダ及び権利者の双方の代表者
- を含む。)が存在すること。
- (b) (a)に規定する利害関係者の組織により認定された団体が、著作権の侵害を申し立てる個々の通知の有効性につき、不当に

び時宜を得た手続であって、関連するインターネット・サービス・プロバイダに対して当該検証された通知を送付する前に 遅延することなく、 当該通知が錯誤又は誤認の結果でないことを確認することにより検証するための効果的な、

行われるものを当該組織が定め、及び維持すること。

- (c) インターネット・サービス・プロバイダが次のことを目的として従う適当な指針が存在すること。
- 1的に定める制限の適用を受けるための条件を満たすこと(インターネット・サービス・プロバイダが、 検証された通知

を受領した際に特定された素材を速やかに削除し、又は当該素材へのアクセスを速やかに無効にすることを要求することを

含む。)。

インターネット・サービス・プロバイダが、当該指針に従い誠実に素材を速やかに削除し、又は当該素材へのアクセスを

速やかに無効にした場合に責任を免除されること。

(d) インターネット・サービス・プロバイダが、侵害について実際に知っていた場合又は侵害が明らかである事実若しくは状

況を認識していた場合の責任に対して講ずる適当な措置が存在すること。

注 2 締約国は、 3及び4に定める義務を履行していない一の締約国が、 効果的な、 かつ、当該一の締約国の現行の憲法上の規定

に適合する態様で当該義務を履行することを了解する。 このため、 一の締約国は、 3及び4の規定に基づいて定める手続の 迅

速性を妨げず、 並びに個 々の通知に対して事前の政府による検討を伴わない政府の適当な役割を定めることができる。

(a) 20及び他に定める機能に際して、インターネット・サービス・プロバイダが、著作権の侵害につい

て実際に知った場合又は例えば権利者若しくは権利者のために行動する権限を与えられた者から申し立

てられた侵害の通知 (注) を受けることにより侵害が明らかである事実若しくは状況を認識した場合に

は、 テムに存在する素材を速やかに削除し、又は当該素材へのアクセスを速やかに無効にすることを要求す 当該条件には、当該インターネット・サービス・プロバイダに対して自己のネットワーク又はシス

ることを含む。

注 締約国の法令に基づいて定める申し立てられた侵害の通知には、 次に掲げる情報を含めなければならない。

- (a) 素材及び申し立てられた侵害のオンライン上の所在箇所について特定することができる合理的に十分な情報 インターネット・サービス・プロバイダが侵害されたと主張された著作物、 実演又はレコード、 侵害を申し立てられた
- (b) 当該通知を送付する者の権限について十分な信頼性を証明する情報
- (b) る責任も免除される。ただし、自己の素材が削除され、 に対して通知するための合理的な手段を事前に又は速やかに事後にとることを条件とする ス・プロバイダは、 (a)の規定に基づき誠実に素材を削除し、又は素材へのアクセスを無効にするインターネット・サービ 当該素材を削除し、又は当該素材へのアクセスを無効にしたことについてのい 又は自己の素材へのアクセスが無効にされる者 かな

注 イトにおいて無効とされたことを当該インターネット・サービス・プロバイダが認識し、又はその旨の通知を受領する場合 ロバイダに関連するこの3に定める要件の適用を、キャッシュされた素材が削除されたこと又は素材へのアクセスが元のサ 締約国は、 26に定める機能に際して、素材を削除し、又は素材へのアクセスを無効とするインターネット・サービス・プ

4 づいて素材が削除され、 締 約国は、 反対通知 のため 又は素材へのアクセスが無効にされたときは、最初の通知を行う者が合理的な期 の制度が締 約国 の法令に従って定められている場合において、 3の規定に基

に限定することができる。

間内に司法上の救済措置を求めない限り、インターネット・サービス・プロバイダに対し反対通知の対象 となった素材を回復させるよう要求しなければならない。

5 がら当該虚偽の表示を行う者を相手方とする金銭上の救済措置を利用することが自国の法制において可能 バイダが当該虚偽の表示に依拠した結果、 各締約国は、 通知又は反対通知における重大な虚偽の表示であって、インターネット・サービス・プロ 利害関係者(注)に損害を生じさせるものであることを知りな

注 締約国は、 「利害関係者」 は、 一の締約国の法令に基づいて法律上の利益を有すると認められる者に限定することができるこ

とを了解する。

であることを確保する。

6 ビスを監視すること又は権利を侵害する活動を示す事実を積極的に探すことは、条件とされない。 1 の規定による制限の対象とするに当たって、インターネット・サービス・プロバイダが、 自己のサー

7 プロ 合には、 各締約国は、著作権の侵害について法的に十分な主張を行った著作権者がインターネット・サービス・ バイダの保有する侵害者であるとされる者を特定する情報を著作権の保護又は行使のために求める場 当該情報を当該インターネット・サービス・プロバイダから迅速に入手することができるように

するため の手 **続** (司法上の手続であるか行政上の手続であるかを問わな を自国の法 制 に従 カ

正当な手続及びプライバシーの原則に適合する方法で定める。

8 が責任を生じさせるものではないことを了解する。 締 約国 は、 インターネット・サ ビス・プロバイダが さらに、 1 (b)に定める制限の適用を受けられないこと自体 この条の規定は、 著作権に対する他 \mathcal{O} 制限及

び例外又は締 約国 の法制の下におけるその他の抗弁の利用可能性を害するものではない。

9 ス・プロバイダに及ぼす影響を考慮することの重要性を認める。 締 約国は、 この条の規定に基づく自国の義務を履行するに当たり、 権利者及びインターネット・

第K節 最終規定

第十八・八十三条 最終規定

1 各締約国は、 第十八・十条 (既存の対象事項及び過去の行為についてのこの章の規定の適用) 及び2か

ら 4 までの規定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定が自国について効力を生ずる日にこの 章

O

規定を実施する(注)。

注 ブルネイ・ダルサラーム国、 マレーシア、 メキシコ、ペルー及びベトナムのみが、 第十八・五十一条 (生物製剤) 1の規定を

実施し、 及び遵守するため、 自国の法令の変更を必要とし、そのために経過期間を必要とすることを認めた。

2 用してはならない。 に基づく自国 締約国は、 の義務により整合的でないように現行の措置の改正を行ってはならず、 4に規定する関係する期間中に、この協定の署名の日に有効な関連措置と比較して4 この節の規定は、 締約国 |及び他 の締約国が締結している国際協定に基づく当該 又は新たな措置 締 0 を採 規定 約国

の権利及び義務に影響を及ぼすものでは

ない

3 期間 経過期間援用国の法令に基づいて利用可能な保護期間を適用し、また、当該経過期間援用国が を完全に実施する場合にのみ、 経 日 過期間援用国」という。) 本国及びメキシ の規定 の実施に関して締約国に対して認められる経過期間を援用する締約国 コは、 著作 著作権の保護期間に関して第十八・八条 権 の著作物に関し、 の保護期間に関する第十八・六十三条 経過期間中、 少なくとも、 (内国民待遇) (著作権及び関連する権利 関連する著作物について当該 (以下この条に 1の規定を適用す 同条の規定 この保護 お ζì 7

4 定める該当する期間の満了までに、この章の規定に基づく自国の義務を完全に履行する。 締 約国は、 経過期間の対象となる義務に関し、 この協定が自国について効力を生ずる日に開始する次に

る。

- (a) ブルネイ・ダルサラーム国に関し、
- (i) 第十八・七条 (国際協定) 2個に定める千九百九十一年のUPOV条約については、三年
- (ii) 第十八・十八条 (商標として登録することができる標識 の種類) に定める音による標章に つ *()* 7

は、三年

- (iii) 第十八・四十七条 (農業用の化学品につい 、ての開 示されてい ない試験デー タその他のデー タの保
- (iv)第十八・五十条 (開示されていない試験データその他のデータの保護) の規定については、 四年

(注)

護)

の規定については、

十八箇月

- (ツ) 第十八・五十一条(生物製剤)の規定については、四年(注)
- (vi) 第十八・五十三条 (特定の医薬品 の販売に関する措置) の規定については、二年
- (vii) 前節(インターネット・サービス・プロバイダ)の規定については、三年

注 ブルネイ・ダルサラーム国は、 この回辺及び⑦の規定との関連において、第十八・五十条 (開示されていない試験データそ

の他のデータの保護) 及び第十八・五十一条 (生物製剤) の規定に基づく自国の義務を履行した後、 自国において新規の医薬

請が行われてから三十日以内に開始するものとし、 ついて委員会を通じて他の締約国に通報し、 申 品の販売承認についての申請の手続の開始に不合理な遅延がある場合には、 ついては、 請の手続を適時に開始するよう奨励する措置を採用することを検討することができる。このため、 正当な商業的考慮を尊重し、 並びに新規の医薬品の開発のための奨励措置の必要性及びブルネイ・ダルサラーム国 当該他の締約国と協議する。その協議については、関心を有する締約国による要 懸念を解決するために十分な時間及び機会を与える。さらに、 自国の市場に新規の医薬品を導入するため、 同国は、 当該措置の案に 当該措置に 当該

(b) マレーシアに関

における当該医薬品の

迅速

な販売承認の必要性を考慮する。

(i) (ii) 第十八・七条 (国際協定) (国際協定) 2個に定めるマドリッド議定書については、 26に定めるブダペスト条約については、 四年

四年

第十八

・ 七 条

- (iii) 第十八 · 七条 (国際協定) 20に定めるシンガポール条約については、 四年
- (iv)第十八・七条 (国際協定) 2個に定める千九百九十一年のUPOV条約については、 四年
- (v)第十八・十八条(商標として登録することができる標識の種類)に定める音による標章について

は、三年

- (vi) 第十八 四十八条 (不合理な短縮 について の特許 .期間 \mathcal{O} 調整) 2の規定については、 兀 年六: 箇月
- 節 第十八・五十一条(生物製剤)の規定については、五年
- (iii) 第十八・五十三条 (特定 の医薬品 0) 販 売に関する措置) の規定については、 兀

1年六箇

月

(ix)第十八・六十三条 (著作権及び関連する権利 \mathcal{O} 保護期間) (a)に定める生存期間に基づいて計算され

る著作物については、二年

- (X)標を付した物品の引取りを停止し、 第十八・七十六条 (国境措置に関する特別の要件) 又は当該物品を留置するための申立てについては、 に定める 「混同を生じさせるほどに類似」 四年 の商
- (xi) 職権による国境措置については、 第十八・七十六条 (国境措置に関する特別の要件) 四年 50及び0に定める通過物品及び輸出に対する
- (xii) 第十八・七十九条 (衛星放送用及びケーブル放送用の暗号化された番組伝送信号の保護) 2の規定

については、四年

- (c) メキシコに関し、
- (i) 第十八・七条 (国際協定) 2個に定める千九百九十一年のUPOV条約については、 四年

- (ii) 第十八・四十七条(農業用の化学品についての開示されていない試験データその他のデータの保
- 護)の規定については、五年
- (iii) 第十八・四十八条(不合理な短縮についての特許期間の調整) 2の規定については、四年六箇月
- (iv) 第十八・五十条 (開示されていない試験データその他のデータの保護)の規定については、五年

(注)

- (v) 第十八·五十一条(生物製剤)の規定については、五年(注)
- (vi) 前節 (インターネット・ サ ĺ ビス・プロバイダ) の規定については、

注 メキシコ は、 この (c) iv及び(v)の規定との関連において、 第十八・五十条 (開示されていない試験データその他のデータの保

の規定に基づく自国の義務を履行した後、

自国において新規の医薬品の販売承認につ

護

及び第十八・五十一

条

(生物製剤)

いての申請の手続の開始に不合理な遅延がある場合には、 自国の市場に新規の医薬品を導入するため、 当該申請の手続を適時

に開始するよう奨励する措置を採用することを検討することができる。このため、 同国は、 当該措置の案について委員会を通

じて他の締約国に通報し、 当該他の締約国と協議する。 その協議については、関心を有する締約国による要請が行われてから

三十日以内に開始するものとし、 懸念を解決するために十分な時間及び機会を与える。さらに、当該措置については、正当な

商業的考慮を尊重し、 並びに新規 の医薬品 の開発のための奨励措置の必要性及びメキシコにおける当該医薬品の迅速な販売承

認の必要性を考慮する。

(d) は、 共 る日から六十年で満了することを定める。 5 前 て定める条件に従う保護期間を回復し、 ついてのこの章の規定の適用) つ領域 に自 の保護期間が、 ニュ 八年とする。 玉 ージーランドに関し、 の法律が定めた保護期間が当該 (パブリック・ドメイン) にある著作物、 この協定に基づく当該保護期間 ただし、この協定が同国について効力を生ずる日以後、 第十八・六十三条 の規定の適用に当たって、ニュージーランドが、 又は延長することを要求されないことを了解する。 八年の間に満了する著作物、 締約国は、第十八・十条 (著作権及び関連する権利 の計算のための基礎となる同条の規定における関係す 実演及びレ コードについて、 (既存の対象事 実演又はレコードについて、 同国 の保護期間) は、 同国の 第二文の規定に基づい この 項及び過去の行為に 領域において公 協定の効力発生 0 規定について それ

- (e) ペルーに関し、
- (i) 第十八 五十条 (開示され ていな い試験デー タその他のデー タの (保護) 2の規定については、 五年
- (ii) 第十八・五十一条(生物製剤)の規定については、十年

- (f) ベトナムに関し、
- (i) 第十八 **・**七条 (国際協定) 26に定めるブダペスト条約については、二年
- (ii) 第十八・七条 (国際協定) 2 (e)に定めるWIPO著作権条約については、三年
- (iii) 第十八・七条 (国際協定) 2 f)に定めるWIPO実演・レコード条約については、三年
- (iv) 第十八 十八条 (商標として登録することができる標識の種類) に定める音による標章について

は、三年

- (v)における医薬品が請求の範囲に記載されている特許については、 第十八・四十六条(特許を与える当局の不合理な遅延についての特許期間 五. 年 (注 1) の調整) 3 及び: 4の規定
- (vi) における農業用の化学品が請求の範囲に記載されている特許については、 第十八・四十六条 (特許を与える当局の不合理な遅延についての特許 .期間 五年 \mathcal{O} 調整) (注 1) 3及び4の規定
- (vii) 第十八・四十六条(特許を与える当局の不合理な遅延についての特許期間の調整) 3及び4の規定

については、三年(注)

注 この条の規定は、第十八・十条(既存の対象事項及び過去の行為についてのこの章の規定の適用) の規定にかかわら

ず、ベトナムについては、この60の規定に基づく三年間の経過期間又は60及び60の規定に基づいて適用される経過期間の

終了の後に提出された全ての出願に適用する。

(iii) 第十八・四十七条 (農業用の 化学品につい ての開示されていない試験デー

タその他のデー

タの保

五年

護) の規定については、 五年

(ix)第十八・四十八条(不合理な短縮についての特許期間 の調整) 2の規定については、

(X)第十八・五十条 (開示されていない試験データその他のデータの保護) の規定については、 十年

(注2、注3)

(xi) 第十八・五十一条(生物製剤)の規定については、十年(注2、注3)

(xii) 第十八・五十三条 (特定の医薬品の販売に関する措置) の規定については、三年

(iii) 第十八・六十三条 (著作権及び関連する権利の保護期間) (a)に定める生存期間に基づいて計算され

る著作物については、 五年

(xiv) 第十八・六十八条 (技術的保護手段) の規定については、三年

 $(\chi\chi)$ 第十八・六十九条 (権利管理情報) の規定については、三年

(xvi) 第十八・七十六条 (国境措置に関する特別の要件) 50に定める輸出に対する職権による国境措置

については、三年

(wii) 第十八・七十六条(国境措置に関する特別の要件) 50に定める通過物品に対する職権による国境

措置については、二年

(wiii) 第十八・七十七条 (刑事上の手続及び)刑罰) 16の規定については、 三年

 $(\chi\chi)$ 第十八· 七十七条 (刑事: 上 $\overline{\mathcal{O}}$ 手続及び刑罰) 2に定める輸出につい ては、

(xix)

第十八・七十七条

(刑事上の

手続及び刑罰)

2に定める著作権侵害物品の輸入については、三年

三年

· 複製

(xxi) 第十八・七十七 条 (刑事上の 手続及び刑罰) 4に定める上映中の 映 画 の著作物 の許諾を得ない

に ついては、三年

(xii) 第十八・七十七条 (刑事上の手続及び刑罰) 6 (g)に定める著作権以外の権利に対する権利者からの

要請 のな 7 .権利行使については、三年

(xiii) 第十八・七十八条 (営業上の秘密) 2及び3の規定については、三年

(xxiv) 第十八・七十九条 (衛星放送用及びケーブル放送用の暗号化された番組伝送信号の保護) 1に定め

る刑事上 の制裁については、三年

(XX) 第十八・七十九条 (衛星放送用及びケーブル放送用の暗号化された番組伝送信号の保護) 3に定め

るケーブル放送用の暗号化された番組伝送信号については、三年

(xxvi) 前節 (インターネット・サービス・プロバイダ)の規定については、三年

注 1 締約国は、 医薬品及び農業用の化学品が請求の範囲に記載されている特許についての第十八・四十六条 (特許を与える当

局の不合理な遅延についての特許期間の調整) 3及び4の規定の実施に係る経過期間について、一年を限度とする当該経過

期間の一 回の延長についてのベトナムの正当な要請を考慮する。 同国の要請には、 延長の理由を含める。 同国は、 委員会が

当該要請の受領から六十日以内に別段の決定を行わない限り、この注1の規定に基づいて要請を行ったときに当該 一回の延

長を利用することができる。同国は、一年を限度とする延長された経過期間が満了する日までに、同条3及び4の規定に基

づく自国の義務を履行するためにとった措置について委員会に対して書面により報告書を提出する。

注 2 医薬品についての第十八・五十条 (開示されていない試験データその他のデータの保護) 及び第十八・五十一条

(生物製

剤) 0) 規定の実施に係る経過期間については、 次のとおりとする。

(A) 締約国は、 二年を限度とする経過期間の 回の延長についてのベトナムの正当な要請を考慮する。 同国の要請には、 延

が満了する日までに、第十八・五十条(開示されていない試験データその他のデータの保護)及び第十八・五十一条 基づいて要請を行ったときに当該一回の延長を利用することができる。同国は、二年を限度とする延長された経過期間 長の理由を含める。同国は、委員会が当該要請の受領から六十日以内に別段の決定を行わない限り、この注2の規定に (生物製剤) の規定に基づく自国の義務を履行するためにとった措置について委員会に対して書面により報告書を提出

する。

(B) 状況を含む関連する要素に基づき当該要請を認めるかどうかを決定する。 他のデータの保護)及び第十八・五十一条(生物製剤) 員会が同国の要請を認めた場合には、 国の要請には、 る経過期間の満了の一年前までに、当該要請を行う。 ベトナムは、 第二十七章 その理由を含める。委員会は、第二十七・三条(意思決定)に定める手続に従い、 (運用及び制度に関する規定) 延長期間が満了する日までに第十八・五十条 締約国は、 の規定に基づく自国の義務を履行するためにとった措置につい の規定に基づいて更に一回の延長を要請することができる。 当該要請に対して妥当な考慮を払う。ベトナムは、 同国は、 Aの第一文に定める二年を限度とす (開示されていない試験データその 能力及び他の適当な 委 同

(C) (A)に定める延長期間の終了の後三年間におけるベトナムによる第十八・五十条 (開示されていない試験データその他の

て委員会に対して書面により報告書を提出する。

データの保護)及び第十八・五十一条(生物製剤)の規定の実施は、第二十八章(紛争解決)の規定に基づく紛争解決

の対象とならない。

注 3 保護) 員会を通じて他の締約国に通報し、 を適時に開始するよう奨励する措置を採用することを検討することができる。このため、 についての申請の手続の開始に不合理な遅延がある場合には、 ベトナムは、この①図及び図の規定との関連において、第十八・五十条(開示されていない試験データその他のデータの 及び第十八・五十一条(生物製剤) 当該他の締約国と協議する。その協議については、関心を有する締約国による要請が行 の規定に基づく自国の義務を履行した後、 自国の市場に新規の医薬品を導入するため、 自国において新規の医薬品の販売承認 同国は、 当該措置の案について委 当該申請の手続

ては、 われてから三十日以内に開始するものとし、懸念を解決するために十分な時間及び機会を与える。さらに、当該措置につい 正当な商業的考慮を尊重し、並びに新規の医薬品の開発のための奨励措置の必要性及びベトナムにおける当該医薬品

の迅速な販売承認の必要性を考慮する。

附属書十八-A 第十八・七条(国際協定)2の附属書

- 1 ニュージーランドは、第十八・七条(国際協定)2に規定する義務にかかわらず及びこの附属書の2か
- ら4までの規定に従うことを条件として、次のいずれかのことを行う。
- (a) この協定がニュージーランドについて効力を生ずる日から三年以内に、 千九百九十一年のUPOV条

約に加入すること。

- (b) 約を実施する植物 この協定がニュージーランドについて効力を生ずる日から三年以内に、 の品種に関する権利についての特別の制度を採用すること。 千九百九十一年のUPO V 条
- 2 1 の規定は、 ニュージーランドが、ワイタンギ条約に基づく自国の義務の履行に当たり、 原産 一の植: 物の

品種を保護するために必要であると認める措置を採用することを妨げるものではない。ただし、 当該措置

- が 他 の締約国の者に対する恣意的又は不当な差別の手段として用いられないことを条件とする。
- 3 2に規定する措置と1に規定する義務との整合性は、この協定の紛争解決に関する規定の対象とならな

\ <u>`</u>

附属書について適用する。第二十八・七条(パネルの設置)の規定に従って設置されるパネルに対して の紛争解決に関する規定の対象とならない。第二十八章(紛争解決)の規定は、その他の場合には、この

は、2に規定する措置がこの協定に基づく締約国の権利と抵触するかどうかのみ決定するよう要請するこ

とができる。

二五九八

附属書十八一B チリ

1 第十八・五十条(開示されていない試験データその他のデータの保護)1及び2又は第十八・五十一条

(生物製剤) の規定は、チリがこの協定に原則的に合意した日に有効である工業所有権に関するチリ法

(第一万九千三十九号)第九十一条の規定を維持し、又は適用することを妨げるものではない。

2 第一・二条(他の協定との関係)の規定にかかわらず、 1の規定は、この協定がチリについて効力を生

貿易協定に基づく権利及び義務を含む。)にも影響を及ぼすものではない。

ずる日の前に効力を有する国際協定に基づくいかなる締約国の権利及び義務

(チリと他の締約国との間の

附属書十八一C マレーシア

1 マレーシアは、第十八・五十条 (開示されていない試験データその他のデータの保護) 1及び2並びに

薬品が最初に販売承認を与えられる日から十八箇月以内に、これらの条の規定の対象となる医薬品 第十八・五十一条 (生物製剤) 1に規定する保護を与えるため、 申請者に対し、 いずれか 0 国におい この販売 て医

承認を得る手続を開始することを要求することができる。

2 第十八・五十条(開示されていない試験データその他のデータの保護) 1及び2並びに第十八・五十一

(生物製剤) 1に規定する保護期間は、マレーシアにおける1に規定する医薬品の販売承認の日に開始

する。

第一 編 第十八・四十六条(特許を与える当局の不合理な遅延についての特許期間の調整) 及び第十

八・四十八条(不合理な短縮についての特許期間の調整)

の規定についての適

用

要求を認めないことを証明する場合には、 号の特定の条項の妥当性 き確保する。したがって、同国は、 か国内で生産されたものであるかに基づいて特許権の取得可能性又は享受に関して差別しないことを引き続 努力を払うことを約束する。 の規定に適合する方法で特許期間を調整することを認める免除をアンデス共同体から得られるように最善の 2に定める自国 理な遅延についての特許 \sim ルーは、 工業所有権に関する共通制度(アンデス決定第四百八十六号)及びアンデス決定第四百八十六 |の義務 の履行を制限している場合には、 ·期間 (アンデス決定第六百八十九号) が、第十八・四十六条 さらに、 の調整) 医薬品に関する特許の取扱いが特許出願の処理及び審査に関して他の特 同国は、その最善の努力にもかかわらずアンデス共同体が当該免除の 3及び第十八・四十八条 同国が技術の分野、 同国 が第十八・四十六条3及び第十八 発明の場所及び製品が輸入されたものである (不合理な短縮につい (特許を与える当局 ての特許 .期間 四十八条2 0 の不合 調

許の取扱いよりも不利益なものとならないことを確認する。

第十八・五十条 (開示されていない試験データその他のデータの保護) 及び第十八・五十一

条(生物製剤)の規定についての適用

1 八・五十条16及び第十八・五十一条16分の規定を実施するに当たり、二千六年四月十二日にワシント 六箇月以内に承認を与える場合には、同条1b及び適用される範囲内で第十八·五十一条 他の締約国が与えた販売承認に依拠し、 ンで作成されたアメリカ合衆国とペルーとの間の貿易促進協定第十六・十条2的に定める保護期間を適用 規定する保護が、その依拠する最初の販売承認の日に開始することを定めることができる。 ペルーは、第十八・五十条 (開示されていない試験データその他のデータの保護) 及びペルーにおける販売承認のための完全な申請の手続の 1bの規定により、 (生物製剤) 同国は、第十 日 から に

2 ペルーは、第十八・五十条 (開示されていない試験データその他のデータの保護) 2の規定について1

の規定を適用することができる。

することができる。

1 混乱させることを避けるため、第十八・八十二条(法的な救済措置及び免責)3及び4の規定は、 がこの協定に原則的に合意した日から引き続き次のことを行う場合には、当該締約国については、 著作権のインターネット上での権利行使を促進するため、及びオンラインの環境において不当に市場を 適用し 締約国

(a) る制限を受けられない状況を自国 インターネット・サービス・プロバイダが第十八・八十二条 の法令に定めること。 (法的な救済措置及び免責) 1(b) に定め ない。

- (b) に りサービスを提供する者について、次の事項を含む自国の法令に定める要素に関連して、 ついての法令上の二次的な責任を定めること。 主として著作権の侵害行為を可能とするためにインターネットその他のデジタル・ネットワークによ 著作権の侵害
- (i) 当該サービスを著作権の侵害行為を可能とするために利用されるものとして販売し、又は促進する

者であるかどうか。

- (ii) 当該サービスを提供する者が、 相当の回数の著作権の侵害行為を可能とするために当該サービスが
- 利用されていたことを知っていたかどうか。

(iii)

当該サービスが、

(iv)当該サービスを提供する一環としての当該サービスを提供する者の著作権の侵害行為を制限する能

著作権の侵害行為を可能とすること以外に主要な使途があるかどうか。

- 力及びそのような制限を行うために当該サービスを提供する者がとる行動
- (v)著作権の侵害行為を可能とする結果として当該サービスを提供する者が受けた利益
- (vi) 著作権の侵害行為を可能とするために利用されない場合の当該サービスの経済的な存続性
- (c) サービス・プロバイダに対し、申し立てられた著作権侵害の通知を送付する制度に参加することを要求 第十八・八十二条(法的な救済措置及び免責)2回及び心に定める機能を遂行するインターネット・
- すること(オンライン上で素材が使用可能であり、かつ、当該インターネット・サービス・プロバイダ が !その送付を行わない場合は、そのことにより当該インターネット・サービス・プロバイダに対し法定
- の金銭による損害賠償の責任を負わせることを含む。)。
- (d) 情報 の所在を示す手段を提供するインターネット・サービス・プロバイダが、 当該インターネット・

に、 侵害についての通知を受領したとき及び元の素材が当該通知に記載する電子的な場所から削除された後 サービス・プロバイダが作成する素材の複製を一定の期間内に削除し、並びに申し立てられた著作権の 当該情報の所在を示す手段を提供する一部として、公衆に伝達するよう当該インターネット・サー

(e) を知ったときに、 ス・プロバイダが、 第十八・八十二条 当該素材を削除し、 素材を保存している者が当該素材の著作権を侵害している旨の自国 (法的な救済措置及び免責) 又は当該素材へのアクセスを無効にするよう当該インターネット・ 20に定める機能を遂行するインターネット・ の裁判所の決定 サー Ė

ビス・プロバイダを誘引すること。

2 4 1 の規定を適用しない締約国について、 の規定により、 特に、 16の規定に照らして、第十八・八十二条 同条1個の規定の適用上、 法的な奨励措置は、 (法的な救済措置及び免責) 3及び インターネット・

ビス・プロバイダが同条160に定める制限の適用を受けるための同条3に定める条件を意味するもの

サービス・プロバイダを誘引すること。

サー

ではない。

附属書十八-F 第J節(インターネット・サービス・プロバイダ)の附属書

六日にマイアミで作成され、及びこの附属書に組み込まれ、この附属書の一部を成すアメリカ合衆国とチリ との間の自由貿易協定第十七・十一条23の規定を実施することができる。 締約国は、第丁節(インターネット・サービス・プロバイダ)の規定を実施する代わりに、二千三年六月